

---

出席議員(18名)

|     |       |   |     |       |   |
|-----|-------|---|-----|-------|---|
| 1番  | 平間幸弘  | 君 | 2番  | 桜場政行  | 君 |
| 3番  | 吉田和夫  | 君 | 4番  | 秋本好則  | 君 |
| 5番  | 斎藤義勝  | 君 | 6番  | 平間奈緒美 | 君 |
| 7番  | 佐々木裕子 | 君 | 8番  | 高橋たい子 | 君 |
| 9番  | 安部俊三  | 君 | 10番 | 佐々木守  | 君 |
| 11番 | 広沢真   | 君 | 12番 | 有賀光子  | 君 |
| 13番 | 水戸義裕  | 君 | 14番 | 舟山彰   | 君 |
| 15番 | 白内恵美子 | 君 | 16番 | 我妻弘国  | 君 |
| 17番 | 星吉郎   | 君 | 18番 | 加藤克明  | 君 |

---

欠席議員(なし)

---

説明のため出席した者

町長部局

|                    |      |   |
|--------------------|------|---|
| 町長                 | 滝口茂  | 君 |
| 会計管理者              | 笠松洋二 | 君 |
| 総務課長               | 水戸敏見 | 君 |
| まちづくり政策課長          | 平間忠一 | 君 |
| 財政課長               | 武山昭彦 | 君 |
| 税務課長               | 関場孝夫 | 君 |
| 町民環境課長             | 鎌田和夫 | 君 |
| 健康推進課長             | 宮城利郎 | 君 |
| 福祉課長               | 鈴木仁  | 君 |
| 子ども家庭課長            | 長谷川敏 | 君 |
| 農政課長併<br>農業委員会事務局長 | 大場勝郎 | 君 |
| 商工観光課長             | 斎藤英泰 | 君 |

|         |       |   |
|---------|-------|---|
| 都市建設課長  | 加藤秀典  | 君 |
| 上下水道課長  | 平間広道  | 君 |
| 槻木事務所長  | 半沢美智子 | 君 |
| 危機管理監   | 小玉敏   | 君 |
| 地域再生対策監 | 相原光男  | 君 |
| 公共工事検査監 | 桑島康明  | 君 |
| 税収納対策監  | 奥山秀一  | 君 |
| 公共施設管理監 | 畑山義彦  | 君 |

教育委員会部局

|        |      |   |
|--------|------|---|
| 教 育 長  | 船迫邦則 | 君 |
| 教育総務課長 | 伊藤良昭 | 君 |
| 生涯学習課長 | 相原健一 | 君 |

その他の部局

|        |      |   |
|--------|------|---|
| 代表監査委員 | 中山政喜 | 君 |
|--------|------|---|

---

事務局職員出席者

|        |      |
|--------|------|
| 議会事務局長 | 平間雅博 |
| 主任主査   | 太田健博 |

---

議事日程（第3号）

平成26年12月10日（水曜日） 午前9時30分開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

- (1) 水戸義裕 議員
- (2) 白内恵美子 議員
- (3) 広沢真 議員
- (4) 佐々木裕子 議員
- (5) 有賀光子 議員
- (6) 我妻弘国 議員

本日の会議に付した事件  
議事日程のとおり

午前9時30分 開 議

○議長（加藤克明君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員として町長以下、関係所管課長等及び監査委員の出席を求めています。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

---

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（加藤克明君） 日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において1番平間幸弘君、2番桜場政行君を指名いたします。

---

### 日程第2 一般質問

○議長（加藤克明君） 日程第2、一般質問を行います。

昨日に引き続き、一般質問を行います。

13番水戸義裕君、質問席において質問してください。

〔13番 水戸義裕君 登壇〕

○13番（水戸義裕君） おはようございます。13番水戸義裕です。

最近、町のホームページを見ていますが、前に質問した3歳と2歳の間違いというのがまだ直っていないなど、いつどうなるのかなと思って見させていただいております。

それでは、質問に入ります。

**多面的機能支払とは。**大綱1問です。

農政改革の名のもと、さまざまな改革が行われてきました。その代表といえば、米の消費量にあわせ生産過剰を抑えるための減反政策です。これまで40年間の長きにわたり生産調整をしてきました。それが今はTPPの交渉が難航している中で減反政策が廃止されます。

さらに、米の生産数量目標に従って生産を行った販売農家などに対して支払われている戸別所得補償という、これは旧称ですが、直接支払交付金についても、水田10アール当たり1万5,000円が2014年から半額の7,500円になりました。これが2018年には廃止となります。

ことは米の概算金払いが1俵60キロ当たりで二、三千円以上も低下し、再生産する原資にも届かない米価となっています。価格決定権を持たない生産者は廃業の危機に追い込まれていると言っても過言ではありません。そんな状況下でも政府は農家の所得を倍増すると言っていますが、猫の目行政と言われた農業政策に翻弄され続けてきた農業の未来に、本当に光を当てることができるのでしょうか。今後の国の農政に期待したいものです。

さて、ことは日本型直接支払制度、多面的機能支払というものが始まりました。そこで、この制度と幾つかの農業政策についてお聞きします。

1) 従来の農地・水・環境保全向上対策では、農地、農業用水等の資源や環境は国民共有の財産であり、次の世代に良好な状態で引き継いでいくことや、集落の高齢化や混住化で農地、農業用水の資源を守る力が弱くなっているため、保全と向上を支援するとなっていますが、農地維持支払や資源向上支払など、今度の制度はどのような内容なのでしょうか。

2) これまで実施してきた農地・水保全管理支払交付金と比較して、地域にどのようなメリットがあるのでしょうか。

3) 地区への周知についての状況とその評価はどのようなものなのでしょうか。

大綱2点目です。新教育長に伺います。

ことし10月に教育長に就任されました船迫新教育長に、次の4点を初め、将来世代を生き抜く青少年の育成についての思い、今後の教育行政にかける抱負や将来展望についてお聞きいたします。

1) これまで前教育長が示していた方向性や指針などをどのように継承するのでしょうか。

2) どのような新しい取り組みを行うのでしょうか。

3) 学校運営には地域社会との連携が欠かせないと言われており、「開かれた学校づくり」の運営に対し、どのように考えているのでしょうか。

4) 登下校時の車による事故はこれまでも何度かありましたが、子供たちを守るために通学路の安全についてどのように考えているのでしょうか。

以上、お聞きいたします。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。1問目、町長。2問目、教育長。最初に町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） おはようございます。

まず、水戸義裕議員の大綱1点目、多面的機能支払について3点ございました。お答えをいたします。

平成19年度から町内4組織が第1期対策の「農地・水・環境保全向上対策」に取り組みました。平成24年度から始まった第2期対策「農地・水保全管理支払交付金」には町内12組織が取り組みました。また、平成26年度からの「多面的機能支払交付金」には、新たに1組織が加わり13組織で取り組むようになりました。

多面的機能支払交付金とは、水路、農道、ため池及びのり面等の農業用施設を維持管理するための地域の共同作業に支払われる交付金になります。

この多面的機能支払交付金及び中山間地域等直接支払交付金、環境保全型農業直接支払交付金を合わせて、日本型直接支払制度となっています。

多面的機能支払交付金には、農業維持支払と資源向上支払があります。農業維持支払は、農業用施設の基本的な維持管理に対する交付金になります。対象は、水路の泥上げ、農道の砂利補充、ため池及び農地のり面の草刈りなどの活動でございます。

資源向上支払は、農業用施設の軽微な補修等の共同作業や植栽による景観形成等の活動に対する交付金になります。

これまでとの違い、メリットですが、この制度は平成25年度までの農地・水保全管理支払交付金が組みかえられて、平成26年度より拡充されたものです。平成27年度来年度からは、法に基づく継続した制度となります。

メリットとしては、以前の制度では事業開始後5年を経過した団体が事業を継続する場合は、10アール当たり4,400円が支払われましたが、3,300円に引き下げられることになりましたが、新たな制度では、一部交付金の新設されたことから同額の4,400円での継続が可能となりました。また、以前は制度途中からの事業開始は認められませんでした。改正後は、富沢地区が平成26年度から新規に事業に着手することができました。なお、実際の地域での活動内容はこれまでと同じでございます。

3点目、周知の方法でございますが、平成26年度から制度の組みかえ及び拡充による国の制度の改正に伴い、平成26年3月3日に、各組織の代表者を対象とした日本型直接支払制度に係る各地区代表者説明会を開催し、制度の説明を行いました。あわせて、未実施地区にも声かけをして、今年度からは1組織富沢地区が新たに加わり、町内13組織が多面的機能支払交付金に取り組んでおります。

評価につきましては、農業・農村の地域資源について話し合う機会がふえたことにより、地域のまとまりが見られ、集落営農に対する関心が高まりました。

以上でございます。

○議長（加藤克明君） 2 問目、教育長。

〔教育長 登壇〕

○教育長（船迫邦則君） 大綱 2 問目についてお答えします。

1 点目についてでございますが、前教育長に示していただいた方向性や指針を全面的に継承していきたいと思っております。なぜなら、この 2 カ月間、町民の皆さんが笑顔で元気に行事に参加する姿や子供たちが落ち着いた雰囲気の中で真剣に学習に取り組む姿を見てきて、今年度の柴田町教育基本方針にある「豊かな人間性を持った社会連帯意識の高い、健康で良識ある町民の育成」の実現に向かって着実な歩みを感じたからであります。

こうした今年度の成果を柴田町の将来像の「みんなで育てる 笑顔輝く 元気なまちづくり」につなげたいと思い、私は「笑顔」と「元気」という言葉を印象づけるため、各種行事の挨拶の折に、柴田町のキャッチフレーズの「花のまち柴田」の「花」という言葉に関連させ、「はつらつ 元気に」「なかよく 笑顔で」という言葉で激励してきました。これからもまちが求めるのは特別なものではなく、笑顔と元気であるということを伝えて、元気と笑顔あふれる姿で活動しようという気運を高めていきたいと思っております。

2 点目の新しい取り組みについてでございますが、具体的な取り組みにつきましては、第 5 次柴田町総合計画後期基本計画（案）や、文部科学省や県教育委員会の事業、そして高校と大学のある町として柴田高校や仙台大学とのより一層の連携を視野に入れながら、これから時間をかけて検討していきたいと思っております。

現在のところ、次年度の方向性としましては、農業改善センターで開催された子供フェスティバルで、子供たちが進んで活動し、協力して支え合い、高め合ってつくり上げようとする姿を見て、自主・協働・創造の 3 つの理念を柱として、「人と人がかかわり合い、確かなきずなをつなぐ教育」を推進してまいりたいと思っております。

特に、青少年の健全な育成のために、教育は人をつくり、人がまちをつくるという思いに立って、学校・家庭・地域がともにその教育力を生かしながら相互に連携することが大切であると考えます。

中でも、学校教育において、自主・協働・創造の理念を浸透させるために、学校が家庭や地域と連携して「かかわり合い」「認め合い」「高め合い」を合い言葉にして、進んでかかわり合い、協力して認め合い、希望に向かって高め合おうとする子供たちの気運を盛り上げていって、知・徳・体の調和のとれた子供たち、そして、変化の激しい社会をともに生き抜く力を持った子供たちの育成に取り組んでまいりたいと考えております。

3点目の開かれた学校の運営についてでございますが、これからの学校は社会に対して開かれた学校となり、家庭や地域に対して積極的に働きかけて、家庭や地域社会とともに子供たちを育てていく、そういう視点に立った学校経営を心がけることが大切であると考えます。

町内では、東船岡小学校が、県内で2校のコミュニティスクールの1校として実践に取り組み、地域とともにある学校づくりを推進しております。また、他の小中学校におきましても、自由参観日を設けたり、各種のたよりを地域の全戸に回覧するなどして、開かれた学校の運営に取り組んでいるところでございます。

4点目の登校・下校時の通学路の安全についてですが、各小学校にはスクールゾーンが設定されており、学校を中心に半径500メートルに、宮城県公安委員会による速度及び車両通行の交通規制がなされております。昨年度は、残念ながら3件の通学途中での事故がありましたが、幸い大事には至っておりません。今年度は、12月の本日現在、登校・下校中の事故はゼロであります。このことは交通指導隊の方々の適正なご指導や各小学校の保護者の皆様、そして子供見守り隊、スクールガードリーダーの皆様の温かい支えによるところが大きいと思っております、とても感謝しております。

これからも、各学校において危険を予測し危険を回避するための交通安全教育を継続するとともに、子供たちの安全通学に関する町民の皆様の声をしっかり受けとめ、関係機関の協力を得ながら子供たちの安全通学の確保に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（加藤克明君） 水戸義裕君。再質問ありますか。どうぞ。

○13番（水戸義裕君） 地域への周知という点では、先ほどの答弁からすると地域にしたというよりは代表者の方に話をしたということだと思っておりますが、これは代表者の方と、あとは多分会計に当たる方じゃないかと。私も会計の方から説明会がありましたというふうに聞きました。その中で、地域に対する説明会というのはやっていないというふうにとってよろしいのか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（大場勝郎君） 地域に対する説明なんですけれども、ちょっと経過だけお話し申し上げますと、3月3日は確かに土地改良区のほうで代表者への説明会を行いました。それ以前の2月4日には、日本型直接支払制度、国のほうでこういうふうになるだろうという情報が流れましたので、そういう通知を文書で発送しています。

それから、地域という面では、2月9日から2月14日までの5日間、米の自給調整の集落座



談会が毎年行われていますけれども、そちらのほうで資料に日本型直接支払制度の概要を国の情報のわかる範囲でお知らせしておりました。ですから、そこに参加された方は、変わるということについては知っているというふうな状況になってくると思います。

あとは、そのほかに3月14日には県の説明会。それから、3月25日27日については土地改良区のほうで、また代表者の方に詳しい説明をしている状況でございます。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○13番（水戸義裕君） 実質、私も、昨年末というよりもことしになってからこの制度が変わるということがわかったんです。ですから、この制度だけじゃなくて、全般的な農政改革の政策ということになってくると、1万5,000円が7,500円になるとか、それから飼料米をつくると最高で10万5,000円の交付金がもらえるといったようなことが誰でもまずはわかったと思うんですが、実際にこの多面的機能支払ということについては、多分、多分というよりほとんど知らない人が多かったんじゃないかなということで、なかなかややこしいといえはややこしい制度なんです。

ただこの制度をうまく使って、要するに除草、草刈りとかをしても、それが収入とまではいかないけれども、意欲を持って取り組めるような状況にしている地域があるんです。それは農業新聞にも載っていたんですが、新潟県の見附市というところなんです。ここでは協力金がもらえるということで、今まで除草剤を使って草刈りをしたことがなかった人までが草刈りをするようになったというぐらいにというのは、これは農業関係の本に紹介されていたのでそのまま紹介しますが、いわゆる出勤前の一仕事に草刈りをしてそれが自分の懐に入ることなんだそうです。共同活動をすることによって自分のところにも入ってくるということなんです。農地・水では、集落のみんなが使う水路の掃除、それからり面の草刈りで共同活動として推奨されてきたのですが、個人の営農活動に交付金を使うことはまかりならんというふうにされてきたのですが、見附市では広域協定というのを結んで、自分の田んぼの草刈りで自分が儲かる、入ってくるというふうな制度だということなんです。こういったことは柴田ではこの制度を使ってできるんでしょうか。要するに、草刈りは営農活動ではなくて水田の多面的機能を維持する本筋の共同活動という位置づけだということなんです。これについて町としてはみんなが、それからよその地区の人が、例えば下名生に中名生の人が来て草刈りしてもそれはもらえるといったような、広域協定ということだからそれができるということなんです。こういった運用の仕方については国に通達されてきたとおりにやっているということだけかどうかお聞きします。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（大場勝郎君） 今回の改正で、この部分についてはなかなか農家のほうの浸透は難しいんです。農家の方々がもう今大きな農家のほうに農地を任せている状況がありますので、そうすると無関心な状況が最近の状況としては考えられるんですけども、この日本型直接支払制度の中でメリットとしては集落ぐるみでということがあって、町のほうとしても、方向性は集落営農を目指す形でこの制度が活着しているのかなと思っています。

そういう中で、個人の畦畔なり、そういう部分の枝払いについては実はQ&Aがありまして、それも可、オッケーをQ&Aでは認めているんです。ただし、地域の合意があってということで、地域の中で計画の中にそういう個人のものも含めてということでは可なんです。ただそれはQ&Aの段階であって、町全体を考えればここについては土地改良区で協議会の事務局を持っているんですけども、そちらのほうでそういうやり方について検討していかなければならないのかなと。Q&Aでオッケーだからすぐというよりも、もう一つ単価的に4,400円の単価、今全地区なんですけれども、その全地区で4,400円の中でそこまで見たらパンクしてしまうんじゃないか、もらえるものももらえなくなってしまうんじゃないかと。1つの目的は農家の所得になるという賃金部分がありますから、それについては全体的な、統一的な動きが必要なのかなというふうに思っています。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○13番（水戸義裕君） すると、この交付金のあらましという農水省のことし6月に出したやつを見ると、農地維持支払に田んぼで3,000円、資源向上支払共同活動ということで2,400円、これを一緒にやると5,400円。さらに、これに資源向上支払という、いわゆる排水路の補修とか長寿命化といったことをやると最高で9,200円もらえる形になるわけです。ただ途中で75%にカットされるという部分もあるんですが、この最高で9,200円もらえる活動の仕方は、実質どこかの地区でやったとかやられているといったことはあるんですか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（大場勝郎君） 県内の事例はちょっとわからないんですけども、柴田町の場合は、その4,400円、実は3,000円と2,400円で5,400円になるんですけども、資源向上支払部分については過去5年間継続してやっているところは75%カットになるんです。それから、その中で資源向上支払のうち多面的機能、例えば防災・減災力の田んぼダムなんかの取り組みをすればいいんですけども、それができない場合は6分の5の減額ということで、いずれ2,000円とか1,800円以内の中で2,400円を1,400円にした経過があるんです。そういう中で今4,400円

というふうになっています。

それから、そのほかに長寿命化ですとかほかの事業があるんですけども、長寿命化というのは、もう軽微なほ場の用排水の整備だけではなくて、工事の業者が行うようなそういうものも地域でやった場合ということなんです。それは今土地改良区が役割分担の中で実施していますので、そこまでの負担はなかなか大変ということで、今やっているのは農地維持支払の3,000円と資源向上の1,400円で4,400円というような活動をしている段階でございます。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○13番（水戸義裕君） なかなか複雑になってきているということでは、いわゆる説明会ということで担当者、代表者とそれから経理担当者の方も多分出たと思うんですけども、これについてはわかりやすいという評価だったのか、わかりにくいという評価だったのか、その辺をお聞きします。

○議長（加藤克明君） 農政課長。

○農政課長（大場勝郎君） 改正はいつでもわかりにくいというのが、職員でもそうです。ですから、農家のほうは全員がわかるというのはなかなか難しく、特に専門の方々のご理解いただいているところなんですけれども、兼業農家で、特にもう稲作を委託しているところについてはなかなかそこまでは難しいと。ですから、集落全体の農家がというところになった場面では、これからも改正があるごとになかなか理解されないのかなというふうに思っております。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○13番（水戸義裕君） それで、活動して、いわゆる農地維持支払と資源向上支払というのは、経理は別々に区分するのか、それとも一体でこのくらいの額ですというふうに渡されるようになるのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 農政課長。

○農政課長（大場勝郎君） これについての交付金は1本で支払います。ただ年間四、五回に分けて交付金が支払われております。ことしは改正があって、実は国のほうの交付金がおくれている関係で、集落からは、一番の問題は交付金の交付のおくれが指摘されていたところがございます。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○13番（水戸義裕君） それと、農地・水から続けて5年以上たっている団体も出てきています。それで、5年にならないところの交付金の繰り越しというのはできるんですか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。農政課長。

- 農政課長（大場勝郎君） 5年経過しているところは、前は3,300円で今4,400円なんですけれども、繰り越しについては、状況によりますけれども、できます。
- 議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。
- 13番（水戸義裕君） ということは、繰り越した分と新年度の分と一緒にになって、またそれを経理で清算するというふうな形にするんですか。繰り越した分の使い方。
- 議長（加藤克明君） 農政課長。
- 農政課長（大場勝郎君） そのようなことで今動いております。
- 議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。
- 13番（水戸義裕君） いずれ年齢的にみんな高くなってきている中での作業ですので、実質最高で繰り越したというか、年間の計画等の中で残金といったことで把握していればですが、繰り越す額が多くなったということは活動ができなかったということになるんだろうと思うんですが、この辺の繰越額の多少というのは、もしわかれば教えていただきたい。
- 議長（加藤克明君） 農政課長。
- 農政課長（大場勝郎君） 繰り越しについては今は資料がないのでわからないんですけれども、条件によってというのは、町のほうでも支援金を出しています、国のほうだけではなくて。そういう関係もあるので条件によってということで、一応原則は清算するようなところはあるんですけれども、金額については今ちょっと手元に資料がないので。
- 議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。
- 13番（水戸義裕君） それでは、要はその作業の大小にもよるんですが、その作業の委託とか、例えばあとは大型草刈り機を購入するとかということにも使えるんですか、この交付金というのは。人だけに払うものなのかということで、その辺を。
- 議長（加藤克明君） 農政課長。
- 農政課長（大場勝郎君） 大型の機械はリースという形で使わせていただいて、備品購入はでないということで、ただ今回の改正でたしか5万までは備品のほうも認められるというところで聞いております。
- 議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。
- 13番（水戸義裕君） この組織づくりの中で、例えば土地改良区とかそういったところも組織づくりということではできるんですか。純粋に農家だけということなんですか。どうなんでしょう。
- 議長（加藤克明君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（大場勝郎君） 土地改良区がというのはないと思います。農家の集落ぐるみでということで、農地保全についての支払ですから、それはないと思います。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○13番（水戸義裕君） 力強い農業の実現のためということで、人・農地プランを策定して町でもやっているんですが、これはこの多面的機能とはまた別な政策なんですけれども、これは26年度以降も継続されていくと考えてよろしいのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 農政課長。

○農政課長（大場勝郎君） 人・農地プランは12地区あるんですけども継続しております。26年度は、8月に農地中間管理機構のことが出ましたのでその説明に、人・農地プランの策定会議という形で各集落に入って農地中間管理機構の説明をしています。そういう中で、人・農地プランは今後とも農地集積に関わるところなので、ほ場整備の推進、集落営農推進とともに今後もやっていくというふうに考えております。来年については農地の集団化事業を町独自に、それから、専業農家の農地交換事業というものを来年から3年間やっていきたいというふうに現在鋭意計画しているところでございます。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○13番（水戸義裕君） わかりました。

それで、この多面的機能支払交付金のあらましというのを見て、資源向上支払交付金共同活動というのを見ると、この増進を図る活動の中に、幾つか読みますと、例えば企業と連携した特産物の作付け、遊休地の有効活用のための活動、こういうところはこれまでもやってきたことなので確かに違和感というのはないのですが、例えば防災・減災力の強化という項目もあるんです。これを見ると、地域が一体となった防災・減災力の強化活動にも交付金が出るように書いてあります。それから、農業体験等を通じた交流活動、地域と医療福祉施設等との連携を強化する活動、それから、農村特有の景観や文化を形成してきた伝統的な農業技術、農業に由来する行事の継承、文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化に資する活動、それから、地域住民による直営施工ということになると、本当に何でもありかなというふうに、要は、それをやる地域で工夫やアイデアを出せばそれが全部その活動に入るのかなというふうにこの交付金を見ていた感じがしたんですが、仮にこれをやる地区が、今やっている地区がというよりも、これから活動をやろうという地区でそういうものを組んでいるところがあるのでしょうか。今言った中の一つでもいいですけども。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（大場勝郎君） 今は、資源向上支払は植栽活動、花植えは全地区でやられております。今言ったことについては、これから地区でどういうふうに取り組むか、先ほどの教育長のお話ではないんですけれども、自主・協働・創造、これが地区でどうやって自主的に考えていくか、創造していくか、もしくは地域ぐるみでやっていくかというところがやはり必要になってきますので、これは地区の考え方に任せたいというふうに思っております。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○13番（水戸義裕君） そういった活動をやった場合に、財布には限りがあるということになってくると、それで交付金が十分支払えるぐらいの中身なのかどうかということです。活動をどんどんされて、交付金がどんどん支払わなくちゃならなくなる状況が可能なのかどうか、それをお聞きしたいと思います。

○議長（加藤克明君） 農政課長。

○農政課長（大場勝郎君） これは国・県・町なんですけれども、今回の改正で県のほうは最初全額補助金を担保できないと、4分の1負担するんですけれども、町も同じです。状況的には一般財源を4分の1投入しますから、そういう面では限りあるところでできないところがあります。ですから、そこは協議の中でやっていくほかないのかなと思います。

今回の資源向上支払、先ほど説明しましたが、2,400円のうち、例えば防災・減災力の強化という部分で6分の5しか出ないと。ですから、2,400円のうち2,000円まではというところもあるんです。それをやらなければ最高限度額でも2,000円しか出ないという、そういうこともあるんですけれども、ですから、よく考えられるのは、前にも水戸議員の質問の中で田んぼダムの話がありました。私も詳しく知らなくかったんですけれども、それを今度地域で取り組むか取り組まないかが次の段階なのかなというふうに思っております。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○13番（水戸義裕君） ですから、やはり財布には限りがあるので、思いついた活動を全部やられても支払えないと。この交付金のあらましとこのを見ていると、これだったらいわゆる行政区、各地区でやっている地域活動をその組織が使って、それと連携してやったらそっちももらえるのかなというふうに、もらえるほうだけ考えているから話がこういうことになるのかもしれませんが、それがいわゆる防災・減災とかということになってくると、地域計画にも若干リンクさせることも可能なのかなというふうに思って、じゃ、何でもありかなというふうに感じたものですから。それで、大体各地区では今までどおりに継続していくんだろうというふうに思います。

ただこの農業政策という面において、先ほど40年来続いてきたということでやったんですが、認定農業者というのは今現在何人いますか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（大場勝郎君） 41名でございます。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○13番（水戸義裕君） 今度の支払交付金の中でも、認定農業者というのは今後物すごく重要になってきたなというふうに感じているのは、畑作物、いわゆる直接支払交付金、通称ゲタ対策と言っていますけれども、それから、米・麦・大豆などの収入減少緩和ということでナラシ対策となっています。これで支払われる対象となる人は認定農業者と集落営農と認定就農者を対象とする。これに外れた人にはこのゲタ対策、ナラシ対策というのは全然影響ないというよりももらえないというふうになっている仕組みですよ、ということをお聞きしたいと思います。

○議長（加藤克明君） 農政課長。

○農政課長（大場勝郎君） ゲタ対策、ナラシ対策について、26年度までは一般の農家も認められたんですけども、今後は、ただいまおっしゃったように認定農業者、集落営農組織、そういうところしか対象にならなくなってきました。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○13番（水戸義裕君） そうなると、いわゆる小規模農家が大半ですけども、それから外れて家族的農業をやっているという方についてはこれでいいのかなというふうに思うんですけども、この方たち、私も入るかなと思ってはいますが、この対象から外れた場合の農家というのはどういうふうな形になっていくのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 農政課長。

○農政課長（大場勝郎君） これは国の構造改革で、担い手農家に8割の農地を集積していきましょう。それから、県の中間管理事業の中では、9割を担い手農家に集積していきましょと、10年来そういうことがありまして、ですから、そういった農業の構造改革の中で動いていると。ただ地域の市町村というのはまた別です。農業だけではなくて、農業農村として地域が維持していく、そこで生活していくという部分がありますので、小規模農家というのは農政上はそうですけれども、多様な農業は、引き続き農村集落にあっては重要な位置づけになるのではないかと考えております。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○13番（水戸義裕君） 結局そうなるのかなど。国の政策というのは、今回町でもほ場整備もやりますが、いわゆる大規模化を目指しているというのが今の国の農政かなというふうに見えます。そんな中で、認定農業者とか集落営農等を育成するということは言っているんですが、現実、高齢化が進んで担い手がだんだんと少なくなっている中で、そして、耕作放棄地、作り手がない田んぼがふえているのに、担う人がふえないという中で、担い手育成というふうには言っているんですが、町としてはこの辺どのように考えているのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 農政課長。

○農政課長（大場勝郎君） 今回の課題としては後継者不足、それから、担い手不足というのが言われますけれども、一番の問題は農産物の価格の低迷なんです。今回米の概算金が1万1,200円から8,400円に下がりました。2,800円分です。先だつての新聞によりますと、60キロ当たりの米の生産費約1万3,500円と東北農政局で発表したんです。8,400円と1万3,500円では赤字です。これは今までそうでなかったのかと言えば、今までも赤字を含みながら稲作というのはやってきました。ただ大規模の経営でやっていけばというところだったんですけれども、この今回の米価下落は、農家から聞いた最高の金額では七、八百万ぐらい赤字になると。生産組織だと二、三百万ぐらい赤字になるという金額だそうです。そういうふう聞いています。

ですから、担い手育成という中では稲作とか園芸の担い手育成というのがあるんですけれども、園芸については、担い手育成はそういう環境の中で厳しいですけれどもこれからもできるとは思うんですけれども、稲作農家の担い手育成という部分では、園芸にシフトする部分も必要ですので、規模拡大は一旦とまったことになります。ですから、これからは稲作というのはやはり集落営農という形で考えていかないとなかなか難しいんじゃないかなという段階に来ているというふうに認識しております。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○13番（水戸義裕君） 確かにそういうことになってくるというか、ならざるを得ないというそんな中で、今言われたように主食用米がもういきなり値下がりしているわけです。そうなってくると、今飼料用米、ちょっと前は米粉用米ということでえらい話の種になっていたんですが、今はほとんど聞かれませんが、この飼料用米をつくるということで最高10万5,000円もらえるようになるということですが、今現在本町で飼料用米をつくっている人がいるのかということと、この10万5,000円をもらうには反当680キロ以上だったですか、たしかそのぐらいとらないと10万5,000円の最高額の補助金はもらえないというふうに思うんですが、この辺について、町としてこれからの農業を考えたときに、やはり主食用米ではもう当然赤字、私もそうで



すが、赤字つくりつくり、ただ田んぼを維持するためにはつくらないとできないということでやっているんですが、この飼料用への転嫁ということではどのようにこれから町としては考えていくのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（大場勝郎君） 現在米余り、ことしの場合は220万トン台の米余り、そして、来年も230万トン台の国レベルでは米余りがあるだろうというふうな予測があります。ですから、転作をしていかなきゃいけないと。水稻が今約64%は作付けができます。残りの36%は転作。その転作が多分予想としては柴田町は40%台になるのではないかと、初めて40%台になるのではないかとこのところの予想なんですけれども、そういう時代に入って、面積拡大をしていかなきゃいけない。

そういう中で飼料米なんですけれども、今現実的なお話を申し上げますと、農協が取り組むというところで、柴田管内では元気丸という種籾を800キロでしたでしょうか、加工して、柴田分は400キロ、大体10ヘクタール分確保したそうです。ただ問題は、1トン当たりのトンパック出荷で小さい紙袋での出荷ではないんです。ですから、そういうフレコンの装備があるところではなくてはならないので、今農協の職員とうちの米担当の職員がちょっと奔走しながら農家をお願いに回っている段階で、まだいい情報は聞いていない段階でございます。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○13番（水戸義裕君） その作業もさることながら、一番の問題は主食用米でも何でもそうだけれど販売です。飼料用米になってくるとあらかた安いし、販売ルートもまだ確立されていないといったような話も聞いています。

国は主食用米が余っていると、例えばの話、新潟県でとれる米の量よりもミニマムアクセス米の70万トンのほうが余計入っているんだということになって、新潟1県でつくったってそれ以上のミニマムアクセス米が入ってきているような状況の中で、この前10月4日の河北新報で生産費が出ていました。これは10アール当たり、全参入生産費というのは地代、利子を含めたということですが、10アール当たりで12万4,005円かかっていると。これが1俵当たりに換算すると1万3,490円の生産費がかかって、現実には概算金8,400円ですから、これが2年3年後には100円だ200円だとふえていって最終的には8,400円よりは高くはなるんですけれども、要は生産費が1俵当たりで1万3,500円近くかかっているということです。

それから、今度は作付け規模別で見ても、いわゆる五反百姓と昔言っていた5反、0.5ヘクタール未満は17万円もかかっている。これがいわゆる集落営農でやっている個人でも4ヘクタ

ールとかになってくると11万9,700円ということで、ざっと5万円ほどは下がるわけです。これが5ヘクタール以上になってくると10万4,623円ということで、6万円も生産費が下がってくる。こういうふうになってくると、やはり大規模化は避けて通れないだろうと。現実、農業新聞なんかでも農機具メーカーも100馬力以上のトラクターのコマーシャルばかり載せていますから、個人で買えるようなトラクターのPRなんか全然していないといった感じで、そういったようなものも考えていくと、将来町として農業政策、農家についてどのように考えていくか、ちょっとこれだけお聞きします。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（大場勝郎君） 国でも難しい農業政策は町ではなおさら難しいですけれども、ただやれることをやっていくしかない。米については低コスト化、これをやっていかないといけない。そういう面では、今の約1万3,500円という60キロ当たりの生産費を下げていかなきゃいけない。全国的には1万ぐらいまでは下げられるらしいです、低コストで。直播とかそういう技術を使いながららしいんですが、1万が限度だと言うんです。今の米の概算金は8,400円ですから、それでも赤字です。ただし、やれることをやっていかなきゃいけないということでは、まず集落営農組織をつくることを目指したいと思います。機械の共同利用を目指したいと思います。それから、生産費を下げる、大規模にできるということではほ場整備を目指したいと思います。ですから、その2つを目標に、まず当面具体的な行動としてはそれをやっていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○13番（水戸義裕君） わかりました。確かに国でもいわゆるエコノミー行政といわれてくるぐらい大変な政策ということなので、一自治体がどうこうできると、町が金持ちなら少しぐらい補助金出してもらおうということになるんでしょうけれども、そういったことにもならないということでは、今後の農政にさらに注目していかないと、赤字がどんどんどんどんふえていって白い米なのに赤い米を食っているような状況になるというふうなことも考えられることから、この多面的機能支払で少しでも農家に入っていくものがふえるようにこれから考えていかなくてはいけないだろうと思いますので、今後ともよろしくお願いします。

それでは、教育長にお尋ねいたしますが、この前出ました25年度の点検評価報告書の中では、意見の中で、ゆとり教育が原因で競争心や意欲がない子供がふえ、学力にも影響しているのではないかという指摘があるが、これについてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。教育長。

○教育長（船迫邦則君） ゆとり教育が原因でというお話でございましたけれども、子供たちの中にはやはりゆとりというのも非常に効果的に働いている部分もございます。ですから、一概に否定はできませんけれども、これからの子供たちの育成に向けて、ゆとりということも大事にしなが、やはり粘り強く困難に向かって立ち向かう力というのをつけていくということが大事になってくるかと考えます。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○13番（水戸義裕君） それから、新しく今度は道徳教育というのが始まっているということなんですが、この道徳教育というのは、いわゆる教育というのは目に見えるものではないですから、これをやったからこのぐらい点数が上がったとかこれぐらい身長が伸びたというふうに分かるのならばいいんですけども、これについてはこの報告書の中では、数字となって出る評価ではなく、心的というか、行動心理的な部分の教育というか、というふうな、見えるような見えないような教育ということで、これは工夫改善をしなければというふうになっているんですが、どのような工夫改善があるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。教育長。

○教育長（船迫邦則君） 先ほど私がお話しした中での次年度に向けての方向性としての言葉でございましたけれども、人と人がかかわり合い、確かなきずなをつなぐという、この言葉の中には、やはり今お話しいただいた、相手のことを尊重する、相手の考え方を尊重する、そういうことが大事だと私も考えて、この言葉で表現させていただきました。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○13番（水戸義裕君） わかりました。

それで、そのゆとり教育というふうなことにも一つはなるんですが、以前私は2学期制について質問したことがあるんです。白石でやっているということなんですが、これは先生方の多忙解消にも役立つというふうに言われているというよりも、実際そうらしいです、効果としてあるということなんですが、それについてはどのようにお考えかお聞きしたいと思います。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。教育長。

○教育長（船迫邦則君） 2学期制は私も国立附属の学校にいたときに体験しておりましたけれども、年間の学びというものを2つに分けて行うというのと、現在柴田町で行っているように3つに分けて行うということでは、私は柴田町の子供たちにとっては、現在のところ3つの学期の中で短いサイクルの中で繰り返し学ぶということを大事にしなが、取り組む3学期制が、今のところは大事ではないかと考えております。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○13番（水戸義裕君） それでは、通学路について、この前も随分と、交通事故というのは悲惨なものなのですが、特に子供たちの場合は本当に痛ましくて、夕べもやっていますRS感染症という子供がかかって大変な風邪になっているということも報道されています。通学路については、例えば登下校の自転車の場合はヘルメットということになっているんですが、例えば登下校時にヘルメットの導入というようなことはどうでしょうか。考えてみたことがあるかどうかということでお聞きしたいと思います。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（伊藤良昭君） 自転車通学に際してはヘルメット着用というのは義務づけておりますので、その点についてはそのように指導しております。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○13番（水戸義裕君） わかりました。歩いての子供たちに、交通事故で例えば死亡まで至らなくても転んだ、頭打ったということは当然あり得るわけで、それに対応するということでのヘルメットの着用ということはどうなのかなというふうにお聞きしています。

○議長（加藤克明君） 教育総務課長。

○教育総務課長（伊藤良昭君） その事故防止対策についてはヘルメットは防御するという形では必要かと思うんですが、今の段階では、全員に対してのヘルメット着用についてはまだ検討はしておりません。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○13番（水戸義裕君） 当然町だけで決められるものではないと思いますが、安全第一を考えたときにはということになると、それもあってもいいのかなと。ヘルメットも現在はかなり進んでいまして、夏場の暑いときでも大丈夫だというようなヘルメットが出ているらしいです。ただまだ子供ですから、大人と違って聞き分けてもらえるかどうかかなめだとは思いますが、それで命が助かれば安い、安い高いの問題ではないんですが、そんなふうになったらいいんじゃないかと思います。

通学路については、安全基準指導概要といったものがあるんでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（伊藤良昭君） スクールゾーンの設定要領につきましては、県のほうに要領として定めておりますので、そのとおりに対応しております。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○13番（水戸義裕君） 現在、東船岡小の12B区から通っている子供たちは、遠い子は朝7時ごろからもううちを出るといことです。それと、通学路が下名生の中の道路と、それから、ホームマック、ビックの前、あそこを通るといったことで、やはり保護者の方はかなり気にしている。以前中名生地区の田んぼの拡幅工事をしたところがあって、これが橋も新しくつくりましたよね、2,600万円の寄付で、そこを通学路にという要望が出されて、当時たしか農道でもあるのでといったことになっていると思うんですが、この辺について今現在どのように考えているのか、それをお聞きしたいと思います。

○議長（加藤克明君） 都市建設課長。

○都市建設課長（加藤秀典君） 確かに三名生堀にかける橋は直したんですけれども、その先が農道ということになります。もう一本、ホームマック、フローラさんの間の中名生2号線というのがあるんですけれども、そういったところを利用できないのかということで、道路サイドとしてはその道路の利用が可能かどうかという今調査をしている段階です。

農道につきましては、多分ほ場整備とかいろんな農政の大きな動きが出てくるんだろうと思うんです。そういったものを見ないと、なかなか農道を例えば町道に格上げして歩道化するといったところまでには至らないのではないかというふうに考えています。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○13番（水戸義裕君） 時間が来ました。いずれ通学路については子供の生命、それから将来を守ってやってやるということに尽きると思います。どうか各地区、もう一地区からもそういった要望が出されておりますので、今後もまた課のほうにお伺いして話したいと思います。いずれ子供の安全のために考えていただければと思ひまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（加藤克明君） これにて、13番水戸義裕君の一般質問を集結いたします。

ただいまから休憩いたします。

10時45分から再開します。

午前10時32分 休憩

---

午前10時45分 再開

○議長（加藤克明君） 再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

次に、15番白内恵美子さん、質問席において質問してください。

[15番 白内恵美子君 登壇]

○15番（白内恵美子君） 15番白内恵美子です。3点質問いたします。

1点目、**未来の図書館を真剣に考えるべきでは。**

私は11月4日から7日まで、横浜みなとみらいで開催された第16回図書館総合展に参加してきました。パシフィコ横浜の大展示場に出版社や図書館界から約400もの出展があり、企画された約90のフォーラム会場はどこも満員でした。「首長が語る地方行政の現状と図書館への期待」のフォーラムでは、佐賀県伊万里市、埼玉県鶴ヶ島市、愛知県安城市の市長が、図書館への熱い思いを語っていました。来場者は5日から7日の3日間で3万1,632名となり、最高記録を達成したとのことでした。

私は9つのフォーラムに参加し、休憩時間に展示コーナーを回りましたが、展示コーナーの各所でミニ講義や出展者プレゼンテーションがあり、著者の話を直接聞くこともできました。参加して感じたのは、「柴田町は図書館情報から取り残されている。あらゆる情報を集めて図書館の現状を理解し、そこから未来の図書館を考えることが大切だ」ということです。柴田町職員の参加がなかったことは非常に残念です。

この総合展の主催者でもあるアカデミック・リソース・ガイドの岡本真氏の著書「未来の図書館、始めませんか？」が11月に出版されました。全国の図書館を回っての厳しい指摘や未来への提言が書かれています。これまで指摘されてこなかった内容であり、参考にすべきではないでしょうか。

図書館建設へ向け、未来の図書館をどう考えるかが大きな課題です。考えるためには、まず学ぶこと、そこから始めませんか。

未来の図書館を始めるために何点か質問します。

- 1) 今回の図書館総合展に、職員はなぜ参加しなかったのか。
- 2) 岡本氏の著書から学んだ点は。
- 3) 未来の図書館を考えるために、早急にすべきことは何か。
- 4) 来年の図書館誕生祭に開催する講演会の講師は決まったのか。
- 5) 図書館に対する意識改革のために、岡本氏を研修会講師として依頼すべきでは。

2点目、**早急に全ての学校図書館に司書の配置を。**

このたび船岡中学校が第8回高橋松之助記念「朝の読書大賞」を受賞しました。柴田町の教育現場における快挙であり、心からお祝い申し上げます。どのような取り組みが評価されたのでしょうか。町では司書配置について順次増員する計画ですが、このたびの受賞を機に一気に

全ての学校に配置すべきと考え、質問いたします。

- 1) 「朝の読書大賞」の趣旨と選考基準は。全国で何校が受賞したのか。
- 2) 船岡中学校はどのような活動に力を入れ取り組んできたのか。また、どのような点が評価されたのか。
- 3) 前船岡中学校校長である船迫教育長に大賞受賞の感想を伺う。
- 4) 中学校の受賞は1校であり、今後県内外から視察の申し込みが殺到すると考える。常勤の司書の配置が必要ではないか。
- 5) 町内の学校図書館を船岡中学校のレベルまで引き上げるには、司書の全校配置を急ぐべきではないか。

### 3点目、県の生物多様性地域戦略をどう考えるか。

宮城県は11月22日に、宮城県生物多様性地域戦略（中間案）に対する意見募集を開始しました。私は10月20日に、宮城県生物多様性タウンミーティングに出席し、東北大学大学院生命科学研究所の中静教授の講演「私たちのくらしから見た生物多様性」や、NPO団体の事例報告を聞き、また、ワークショップにも参加していたので、どのような計画ができるのか気になっていたところです。

平成22年に名古屋で開催された生物多様性条約第10回締約国会議では、平成32年（2020年）を目標年次とする愛知目標が掲げられました。その目標1に、「遅くとも2020年までに、生物多様性の価値とそれを保全し持続可能に利用するために可能な行動を、人々が認識する」と明記されています。2020年までもうすぐです。生物多様性の価値を認識し行動する住民がふえるよう、早急に柴田町の生物多様性地域戦略を策定すべきと考え、質問いたします。

- 1) 県の生物多様性地域戦略（中間案）をどのように受けとめているか。
- 2) 中間案には、林業における生物多様性の保全の中で木材の地産地消の促進を挙げているが、どう考えるか。
- 3) 中間案には、家庭や学校給食、飲食店等における安心・安全な農法による地産地消の促進を挙げているが、どう考えるか。
- 4) 県内で確認された特定外来生物は12種類だが、町内では何種類確認されているのか。
- 5) 持続可能な開発のための教育について、今後どのように取り組んでいくのか。
- 6) 柴田町の生物多様性地域戦略策定の時期は。
- 7) 町の後期基本計画（中間素案）に生物多様性の言葉が盛り込まれていないが、入れるべきではないか。

以上です。

- 議長（加藤克明君） 答弁を求めます。1問目、2問目、教育長。3問目、町長。最初に教育長。

〔教育長 登壇〕

- 教育長（船迫邦則君） 白内恵美子議員から大綱2問について質問がありました。

大綱1問目についてお答えします。

1点目の図書館総合展への職員の参加についてですが、図書館総合展の案内は毎年届いており、平成24年の横浜開催の折には職員が2名参加して研修してまいりました。できれば毎年の参加が望ましいと思っておりますが、3年に1回程度の参加としていましたので、今年度は参加しておりませんでした。次年度につきましては、将来の図書館建設もごございますので参加に向けて検討してまいりたいと思っております。

2点目の岡本氏の著書から学んだ点についてです。岡本真氏の著書をご紹介いただきありがとうございます。これからの図書館の上で示唆に富む内容でした。特に、静寂なスペースだけでなく、コミュニケーションスペースを備えた図書館や、知の総合コンサルタントとして、産業、経済支援や議会支援などの役割を持った図書館、そして、地域の情報を発信し、地域を育て、人を育てる図書館の紹介などが印象的でした。これからの図書館は本を借りて読むだけではなく、地域をつなぎ、知識・知恵をつなぎ、人と人をつなぎ育てるネットワークの中心としての機能をより充実させていくことが大切であると感じております。

3点目の未来の図書館を考えるためになすべきことについてですが、住民を巻き込んだ図書館運営や、図書館に愛着を持ち育てる環境づくり、そして、図書館建設への機運を高める事業の設定などが必要であると思っております。現在は、図書館サポート委員会と図書館職員で研究中でございますが、講演会の開催や町民を巻き込んだ検討会の設定など検討してまいりたいと思っております。

4点目の来年の図書館誕生祭の講演会の講師についてですが、柴田町図書館は来年5月で開館5周年を迎えます。記念事業としまして講演会を計画しておりますが、現在のところ講師は決まっておりません。これまで白内議員からご提案がありました、糸賀雅児氏や猪谷千香氏、福留強氏などを含めて検討してまいりたいと思っております。

5点目の岡本氏の研修会講師についてですが、今後検討してまいりたいと思っております。

次に、大綱2点目についてお答えします。

1点目の朝の読書大賞の趣旨と選考基準、そして、全国の受賞学校数についてですが、朝の



読書大賞は、東京出版販売の元社長故高橋松之助氏の意志を継いで、高橋松之助記念顕彰財団が平成19年から実施している事業で、その趣旨は、文字・活字文化振興法の理念にのっとり、「朝の読書」活動推進で顕著な実績のあった全国の小・中・高等学校を顕彰し、表彰状と副賞を贈呈することで文字・活字文化の振興に資することとされています。

大賞には、原則全国の小・中・高等学校から各1校が選ばれておりまして、今年度は中学校の部で船岡中学校1校が受賞いたしました。

2点目の船岡中学校の活動と評価された内容についてですが、船岡中学校では、「朝の読書」活動に2004年度から毎朝10分間、「みんなで読む」「毎日読む」「好きな本でよい」「ただ読むだけ」の4原則にのっとり取り組んできています。船岡中学校は現在も生徒数491名の大規模校ですが、教職員と生徒が一丸となって朝の読書活動を継続しております。

また、昨年度から学校司書を派遣したことで、学校図書館がより一層整備されたほか、アンケートを実施して生徒たちの読みたい本をそろえたり、図書室の本や図書館のアウトリーチ事業での本を移動文庫として活用し、朝の読書にふさわしい本の紹介コーナーを特設するなど、読書環境の整備に力を入れてまいりました。

8月に選考委員の方々が来町し、学校訪問していただき、朝の読書活動が落ち着いた雰囲気の中で集中した態度で学習に向かう姿勢を育てていること、また、図書の選定が充実したことにより図書室を利用する生徒がふえ、貸出数が飛躍的に伸びたことなどを評価していただきました。

3点目の私の感想でございますが、私は今回の大賞受賞を大変うれしく思っております。私が校長のときには、図書館ボランティアの方々の温かいご協力を得ながら読書活動を推進し、朝の読書活動には「学級担任も生徒とともに朝読書」を合い言葉にして取り組んでいました。朝の読書に静かに取り組む習慣は、生徒たちの生活態度や集会活動の姿勢、そして、授業に向かう姿勢も育てていたと感じております。これからも司書教諭と学校司書、図書ボランティアの方々が連携して、読書活動がますます充実するよう願っています。

4点目の県内外からの視察と常勤講師の配置についてですが、これまでのところ、船岡中学校から視察の問い合わせがあったという報告はございません。

常勤の司書の配置につきましては、今年度3名の学校司書が各学校を巡回する新たな取り組みを始めたばかりでございますので、現在の取り組みを軌道に乗せ、国の地方財政措置などを考慮しながら今後検討してまいりたいと考えております。

5点目の学校図書館のレベルアップと司書の全校配置についてですが、今回の朝の読書大賞

につきましては、町内の各小・中学校が朝の読書活動やボランティアによる読み聞かせ活動に取り組み、読書活動への意識の向上や読書に対する意欲づけを行っていることに柴田町図書館が着目しまして、朝の読書活動の状況調査を行い、その中から小学校2校、中学校1校を選定して推薦したものが大賞受賞につながったものでございます。学校司書が町内の全ての学校を巡回していることで少しずつ学校図書館の整備も進んできておりますので、前問でもお答えしましたとおり、現在の取り組みを軌道に乗せながら今後検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（加藤克明君） 3問目、町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 白内恵美子議員の大綱3点目の生物多様性地域戦略について、7点ほどございました。

まず、1点目の中間案の受けとめと6点目の生物多様性地域戦略策定の時期について一括でお答えをさせていただきます。

県では、宮城県生物多様性地域戦略（中間案）について、平成26年12月22日までパブリックコメントによる意見募集を行っており、県民からいただいた意見等とそれに対する宮城県の考え方について、平成27年1月ごろ公表する予定としております。その後、市町村への地域戦略作成等の説明がなされるものと思います。それを受け、当てはまる事業については積極的に取り上げ、柴田町に合った形での事業展開をしてまいりたいと考えております。

宮城県の生物多様性地域戦略（中間案）の目標「自然に寄り添い、自然とともに生きるふるさと宮城」は、豊かな自然を守り育て、自然の恵みを上手に使い、豊かな自然を受け継ぐ3つの基本方針をもとに行動計画が示されており、その重要性は評価されます。生物多様性については範囲が広く、町全体の整備計画も含めて考えなければなりませんので、県より示される内容を注視しながら対応してまいりたいと考えております。

2点目、林業における生物多様性の保全の中での木材の消費と。柴田町では平成24年に策定した「柴田町の公共建築物における木材利用の促進に関する方針」に基づいて、県産材の利用の推進のため、公共建築物による木材の利用拡大を図っております。この木材を使った建物がことしの7月に完成しました船迫こどもセンター3億5,000万、それから、三名生児童館1億5,000万はこの林業を活用させてつくらせていただきました。大変子供たちに利用されて喜ばれております。

また、伐採利用後の再造林等を行い、持続可能な森林づくりを進めています。この再造林ではないんですが、子供たちと一緒に、日曜日だったと思うんですが、杉の木を植えております。

3点目、中間案には、家庭や学校給食、飲食店等における安全・安心な農法による地産地消の関係でございます。

地産地消につきましては、柴田町地産地消推進協議会が中心となり、地元で生産された新鮮な食材を地域の消費者に届ける取り組みを拡大しております。現在、農産直売所は6カ所ありますが、小さい規模ながらもそれぞれが特徴を生かした活動を行い、地元の消費者を中心にご利用いただいております。

学校給食においては、児童・生徒が地域とのかかわりを学び、望ましい食習慣、食生活などについて理解を深めるよう、町内で生産・加工・出荷される食材を積極的に推進しており、J Aが農家の窓口となって連携し、地場産品食材の活用を図っております。

なお、児童・生徒への発信としては、給食センターが毎月発行している給食だよりや、県の栄養士による栄養指導に関する学校訪問事業などにより、旬の食材や栄養、郷土食や行事食、生産者の苦労などを知り、おいしい食材をつくってくださる生産者の方々の紹介をしています。

生産者の顔が見え、思いを感じることで、よく味わい、心から「いただきます」という気持ちになっていただくことを思い、学校給食を通じて郷土の温かさを感じ、郷土を愛する子供たちに育ててほしいと願っております。

外来種の関係でございます。宮城県で確認された特定外来生物は、哺乳類のアライグマ、それから鳥類のガビチョウ等3種類、両生類のウシガエル、魚類のブルーギル等4種類、植物のアレチウリ等3種の12種類となっておりますが、町内での特定外来生物の調査は特に行っておりませんが、現在、住民よりこの外来種で苦情が寄せられているものについては、ウシガエルの鳴き声による騒音苦情とアレチウリの繁茂について住民懇談会でも報告されておりますので、生態や駆除の方法など町民へお知らせ版等で適宜周知してまいります。

5点目、持続可能な開発のための教育と。宮城県では、持続可能な地域づくりを考え・学ぶ教育の推進として、自然や歴史、文化、産業等のさまざまな資源に着目し、農業や環境等の幅広い視点から持続可能な地域のあり方を主体的に考え・学ぶ人材育成の取り組み「持続可能な開発のための教育」が、仙台広域圏ESD・RCE運営委員会と、県内4地域（仙台、気仙沼、大崎、白石・七ヶ宿）自治体等と、2大学（宮城教育大学、東北大学）の連携によって進

められております。

事業としては、白石・七ヶ宿地区の水源地域の里山保全活動などが挙げられており、柴田町が現在行っている資源保全体活動や地域づくり活動なども「持続可能な開発の教育」となるものですので、町の関係課、関係機関と連携を密にし、まずは現在行っている活動や体験会等の事業を町民へ周知し、参加者をふやしてまいりたいと考えております。

後期基本計画に生物多様性の言葉を盛り込むべきだということでございますが、第5次柴田町総合計画の後期基本計画が策定中でありますので、その中に生物多様性の文言を盛り込んでまいります。

以上でございます。

○議長（加藤克明君） 白内恵美子さん、再質問ありますか。どうぞ。

○15番（白内恵美子君） まず、未来の図書館についてです。図書館総合展では、立場の違う人、考え方の違う人がパネラーとして出演し、それぞれの意見を戦わせていたので、とてもおもしろかったし、参考になりました。本当に学ぶべきことが山のようにありました。来年から現場で働く職員にもぜひ学んでほしいと思います。積極的に研修に出していただけないでしょうか。

それから、必ずしも図書館の職員だけではなくて、できればここに並んでいらっしゃる課長さん方にも学んでいただきたいと。本当に今の図書館がこうなっているのかということをおわかっていただくためにも参加していただきたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（相原健一君） お答えいたします。

研修会のほうは、答弁でも申したとおり、来年図書館職員を向かわせるということで計画しております。いわゆる町のほうについては、先ほど答弁申したとおり、来年講演会が予定されております。ぜひ役場職員のほうにもPRしていきたいと思っております。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○15番（白内恵美子君） 町では、全国の図書館の情報を今はどのような方法で入手しているのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（相原健一君） 一つには、以前これまで白内議員から、いろいろ図書やらあるいはいろんな講師の方をご紹介いただきました。それとともに実は先日NHKのテレビで図書館の特集をやっておりました。日曜日の朝だったんですが、「来たゾ！図書館の逆襲！？」と

いうことでやっておりました。こういったメディアの情報も得ているんな情報を集め、それを、先ほど答弁申したとおり勉強会をやっております。その中でそれを取り上げながらやっている状況です。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○15番（白内恵美子君） 私はことしの3月会議で、新たな図書館建設へ向け専門家による講演会開催が必要であり、糸賀勝児教授を講師に招いてはどうかと提案しました。答弁は、糸賀教授を呼べるような予算ではないとのことでしたが、本人との交渉はしたのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（相原健一君） 直接的な交渉はしておりません。この方は先日NHKにもやはり出ていました。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○15番（白内恵美子君） 交渉もしないで、最初から無理と決めつけてはいけないんじゃないかと思うんです。私は図書館総合展に参加した際に、ちょうど糸賀教授がお話をなさっているところを2回ぐらい聞いたんですが、終わってから「柴田町にいらっしゃいませんか」と声がけしてみたらオッケーでした。ですから、講師依頼は直接お願いするのが一番なんです。これから町で交渉してみてもいいかがでしょうか。

○議長（加藤克明君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（相原健一君） 講師の依頼については、実は先日宮城県図書館のほうと、糸賀さんを含めてお話ししました。そのところ猪谷千香さんが県図書館の方とつながっている方がおりまして、そちらだと少しおまけしても来ていただけるかなというふうに思っています。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○15番（白内恵美子君） ちょうどその講師料のことも出たから、ここでちょっと提案したいんですが、要は、何か講演会をやりたいと講師を決めるときに、今まで予算の範囲内という考え方がやはり強かったんだと思うんです。ただ全国的な講師であればもう1年前予約、遅くとも半年前に予約しておかないと無理なんです。そうすると、半年前予約であれば、例えば今予約するとするともう講師料というのはわかるわけですから、それをきちんと予算化すべきではないでしょうか。講師の選定がおくれるために、ある程度もう予算化してしまってその枠内となっているから、逆に講師はすごく狭まってしまうんですけども、これからはやはり本当にこの方を呼びたいという方を何とか頑張ってまず依頼して、そして、講師料の交渉はその後ということでもいいんじゃないでしょうか。いかがでしょうか。

○議長（加藤克明君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（相原健一君） やはり知名度の高い方については先々といかないと予約を取れないと思いますので、今後本格的な図書館を建てるといふことがある程度道筋が出た時点で、そういったことで著名な方も呼びたいというふうには思っております。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○15番（白内恵美子君） 完全にそういう図書館建設の、例えば図面を考える的のところになって、それからではやはり遅いんです。ちょうどまだ場所も決まっていないう今の段階からやはりきちんと学ぶことが必要だと思うんです。

それで、なぜ私が全国を回っている方にこだわるかという、そういう方というのは本当に全国のさまざまな図書館を見ていらして、講演後もいろんな情報をいただけるんです。講演を聞いて終わりではなくて、問い合わせをすればそういう方は情報は提供して下さるので、講師料が少し高いと感じても、その後のつながりもとても大事なんです。だから、これから講演を依頼する場合というのはそこまで考えて、5年10年先まで考えてやっていく必要があると思うんです。だから、私は早い段階で本当に糸賀先生のような方をお呼びするのはとても大事なことだと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（加藤克明君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（相原健一君） 将来図書館を建設する際に何を目的に、あるいは図書館として求められるもの、今回もいろいろな本を見ますとさまざまな特色がございます。やはり地域づくりをやっているもの、あるいは産業支援とかそういったものやっているもの、あるいは地域のコミュニケーションの場となっているもの、じゃ、柴田町はどういったものを目指すのかということで、やはり勉強会についてもいろんな方を呼んだりしてやっていかないと、この方だけというふう限定してしまうとその方向にしか進まなくなると思います。ですから、多種多様な面から情報を得ながら、講師を選ぶ場合にもそういったことで選定していきたいというふう思っております。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○15番（白内恵美子君） 講師を選ぶ場合は、やはり一度でも二度でもその方の話を聞いた上での方がいいと思うんです。書いたものだけでもわからない部分というのはあるので、どこかできちんと聞いて、こういう話でよかったというところがあると、やはり講師選定というのはやりやすいし、直接交渉もできるので、今後ぜひ考えていただきたいと思います。

それから、「未来の図書館始めませんか」の本の中に、「図書館の基本構想を練り上げると

きには、ビジョンやミッションを明確に定めることが不可欠。図書館がつくられることで市民はどんな恩恵を受けどのような課題が解決され得るのかを、わかりやすい言葉で明確に示すことが求められている」と書かれています。この考え方というのは、図書館に限らずまちづくりの基本だと思いますが、まちづくり政策課長はいかがお考えでしょうか。

○議長（加藤克明君） まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） 我々、地域に入っても、やはりそういうような手法を参考にしながら、地域の方たちとのコミュニケーションをとりながら進めているというところですが。ただ現実的には、なかなかそこまで理解していただけないというところの苦労が現実にはあると。手法的にはそのような形でまちづくりを今後とも進めていきたいとは考えておりました。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○15番（白内恵美子君） 同じ本の中で、「ビジョンをつくる上で重要になるのが主語を誰にするのかということ。現状の図書館は往々にして図書館が主語になっている」という指摘もありました。ああ、これは気がつかなかったことだなと思ったんです。だから、今後柴田町の図書館を考える上では、主語はやはり住民であるということを念頭に置いていただきたいと思うんです。そこからつなげて考えると、今、後期基本計画の中間素案が出ていますけれども、この中でも主語が住民ではなく町になっているかなというのがやはり多く見受けられると思うんです。だから、ここはまちづくりの基本としてもう一度見直してみるということが必要ではないでしょうか。いかがでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） 全体的に個別計画とかそういうような形の素案は出させていただきました。しかし、やはり前提となるのは住民です。そういうような視点で各課で取り組んでいるというようなところで、これについては間違いなく住民をベースに全課取り組んだ。そして、そういうような形でまとめているということでご理解いただきたいと思います。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○15番（白内恵美子君） それから、「柴田町の公共建築物における木材利用の促進に関する方針」。先ほどの答弁の中にもあったんですが、町では木材の利用拡大に努めますということですが、これは本当に後期基本計画の中間素案にも載っています。であれば、図書館も木造にするという考え方もあっていいのではないのでしょうか。これは教育長というよりは町長かなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 図書館の建設に当たりましては、まずは図書館には補助金がないということをご理解いただき、共通認識にさせていただきたいというふうに思っております。ただ最近の国の動きの中で、木材の消費の面から図書館を対象にしているということでございますので、この補助金は使えないことはない。国の補助金の対象になりますと起債が打てるようになります。その起債も地方交付税に参入される起債になってほしいというふうに思っております。一般の起債は丸々借金、国の制度を活用するともしかするとその借金も一部返ってくるかもしれない。そういう制度の違いをご理解させていただきたいというふうに思いますが、予算の枠が限られておりますので、柴田町の図書館建設で例えば12億かかるときに3分の1の限度額3億が果たして認めていただけるかどうかはわからないということなので、なかなか図書館を木造でつくるという趣旨には私も賛成をしますが、補助金が必ずつくというわけではないということもご理解いただきたいと思います。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○15番（白内恵美子君） 木造の可能性というのはやはりあると思うので、今後の町長の頑張りに期待したいと思います。

続いて、2点目の図書館司書の件です。

一昨日の町長の調整報告には、船岡中学校が朝の読書大賞を受賞した報告がなかったのはなぜでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（伊藤良昭君） 町政報告にまだ出させていただけませんでした。決定が喫緊だったものですから、この次にでも正式なものとして出させてもらいます。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○15番（白内恵美子君） 全国の中学校でただ1校選ばれたのだから、やはり早い段階で議会へも報告していただきたいと思います。

それから、10月27日の授賞式の様子が高橋松之助記念顕彰財団のホームページで見ることができますが、ここにいらっしゃる皆さんでごらんになった方はいらっしゃいますか。どのくらいいらっしゃるか。手を挙げていただけたら……。

○議長（加藤克明君） 挙手を求めるんですか、見た方の。答弁を求めます。教育総務……。

○15番（白内恵美子君） じゃ、挙手を求めます。済みません。

○議長（加藤克明君） いないようです。そういうことでございますので。



○15番（白内恵美子君） やはりこれだけ大きな賞をいただいても、職員ですらよくわかっていないというところはあると思うんです。ましてや住民へはまだ知らせていないので、ほとんどの方は知らない状況です。ホームページにもきちんと出ていて、そこに青田校長が受賞者の皆さんと一緒に写真に収まり、それから受賞の挨拶とかなさったところが載っているわけです。これはやはりもっと大きなこととして捉えていただきたいんです。本当に1校しか選ばれないその重みということをおわかっていただきたいと思うんです。ですから、それはやはり教育長なり教育総務課長が頑張ってお知らせして、「ぜひ見てください」とかやはり声を大きくして叫ばないとわかってもらえないと思うので、そこはこういういいことがあったときはどんどん発信して、それから、住民の皆さんへも本当に早い段階で伝えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） 実はそういう情報を受けまして広報の担当がじかに取材をして、どのような受賞の経過をしたというような取材をしておりますので、その辺は近々広報紙に掲載するというようなことでお約束しておきたいと思っております。

○議長（加藤克明君） 教育総務課長、補足ございますか。

○教育総務課長（伊藤良昭君） 白内議員おっしゃるとおり、当然全国で小学校が1万6,900校とか中学校が8,500校というふうな膨大な朝の読書活動をやっているという中での実質1校に選ばれたということでの栄えある受賞ということになっておりますので、今後遅まきながら周知してまいりたいと思っております。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○15番（白内恵美子君） 授賞式で船岡中学校の青田校長はどのような挨拶をなさったのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（伊藤良昭君） それは校長直々……

○議長（加藤克明君） じゃ、教育長。

○教育長（船迫邦則君） 校長と話をした際に授賞式のことを話題になりまして、話してきたことの柱を何本か私も聞きましたが、私が印象に残ったのは、特別に力を入れてということよりも、日ごろから少しずつ地道に継続して取り組んだことが認められたのだというようなことを伝えてまいりましたというふうに聞いておりました。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○15番（白内恵美子君） それもとても大事なことで、それはきっと船迫教育長も校長時代に頑張ってきたことだと思うんです。それを継続しているということだと思うんですけれども、ただやはり挨拶の中でも「昨年より派遣された学校司書の頑張りで図書室が生まれ変わり、読書に親しむ生徒が増加しています」というふうにやはり挨拶の中では語っていらっしゃるんです。やはり毎日司書がいてくれる、これが一番大きいことかと思うんです。

ことしになって図書館司書は3校兼務です。そうすると、去年は毎日司書が来ていたけれども、ことしは大体週何日ぐらい、例えば船岡中学校の場合は勤務しているのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（伊藤良昭君） 現在、3名の方がいらっしゃるということで、小学校に月火木金と回りまして、中学校は水曜日というふうなスケジュールになっております。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○15番（白内恵美子君） 司書が来ない日は図書館はどうなっているのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 教育総務課長。

○教育総務課長（伊藤良昭君） 開放はしておりますが、当然図書ボランティアの方たちもいらっしゃいますので、そういう日についても開放はしております。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○15番（白内恵美子君） ほとんど閉まっているとも聞いています。中学校の場合、誰か大人がいない中でずっとあけておくというのはやはり心配な部分もあるので、司書が来られない場合は閉めていることが多いと聞いています。ですから、せっかくここまで頑張ってきたことが厳しい状況に陥るかもしれない。なかなか継続というのは難しいと思うんです。

やはり学校図書館は開館されてこそ意味のあるものだと思います。本当に昼休みに行っても閉まっているとか放課後に行っても閉まっているというような状態では、なかなか子供たちも借りたくても借りられないというふうにだんだんなっていくかと思うんです。ですから、やはり全部の学校に学校図書館司書の配置はぜひとも必要だと思うんです。きっと教育長は、先ほどあいう答弁をなさいましたけれども、町長が予算をつけてくれればぜひとも配置したいと考えていらっしゃるだろうと心の内を私は読んでいましたが、町長、いかがでしょうか。ここまで全国から注目されたんですよ、船岡中学校が。それは1年間は常勤の司書がいたからなんです。ここで、町長、思い切って予算つけるべきではないですか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 町長は人の問題についてはいろいろ意見がございます。というのは、や

はり町長は全体を考えなければなりません。制約というのがございます。

1つは、白内議員からいつもご指摘があるんですが、経常経費93を意識しております。それから、年度末に10億円を切らないよう財政規律を守る、これも自主規制をしております。ですから、一方でこういう経常経費を人件費は圧迫するわけでございますので、まずはそういうくびきから、白内議員のくびきから開放されなければならないというふうに思っております。

もう一つ、財政的には、実は来年地方交付税1兆2,000億を国は減らすというふうに言っております。その分お金が来ないということです。これだけではないんです。6,000億の別枠加算も削るということになっております。ですから、そういう財政的な自由に使えるお金が減ることが1つございます。これは財政面。

それから、今度は人の関係です。実は、柴田町は子供たちの命を守る、本当は正規の職員で対応しなければなりません、57人が臨時職の職員でやっております。それから、行政職、監査からもこれ以上減らせないんじゃないかご指摘をいただいておりますが、緊急雇用があるために1億円を国からいただいてアルバイト等を雇わせていただいております。それが来年はなくなるということです。ですから、職員も足りないというような現状でございます。ですので、常勤で雇用するというのは全体を見ながら計画的にやらざるを得ないのが実情でございますので、ご理解をいただきたいというふうに思っております。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○15番（白内恵美子君） 小・中学校の教育環境を充実させなければ、若い世代の人口増加は見込めないのではないのでしょうか。どうしたら人口をふやせるかということが、きのうの一般質問でも話題になっておりましたけれども、若い世代がどこに住むかを選んで決めるときというのは、やはり教育環境の充実が一番かと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 若い人たちの問題につきましては、国を挙げて今地方創生ということでやっております。1番は仕事、2番目は子育て支援、3番目は教育、それから、必要なのが現状を見ていただくとわかると思うんです。この2市7町で一番人口がふえているのは大河原町でございます。何があるか。要するに消費都市でございます。それから、スポーツ・文化都市でもございます。若い人たちは、もちろん教育ということも1要素であります、都市をきちんと整備をしていかないと人が集まらないというのが実情でございます。申しわけないんですが、大河原に企業が来たというのは、柴田町から行った小松バネさん、ただ1カ所です。柴田町はその間に5カ所工場が来ております。

ですから、若い人たちの生活する場所というのはいろんな要素が絡んでおりますので、もちろん教育環境も充実しなければなりません。柴田町はやっと学校環境のハード事業を今順次やっております。ことしは槻木小学校のプール、1億5,000万かかっております。来年は船迫小学校のプールと同時に、船岡小学校の大規模改修にも着手しなければなりません。こういう公共事業は建ててしまえば後はお金はかかりませんので、ですから本来であれば、さっき言ったように人に投入したいというのはやまやままでございます。ですけれども、全体を見るとなかなか人をふやして固定経費をふやせば、将来公共事業はほとんどできなくなると、図書館が建たなくなるということも頭に入れて考えていただかないと、一部分だけ、教育環境の充実、これは私も賛成をいたします。ただ全体のバランスを考えて政策というのはやっていかなきゃないと、それだけ予算が限られているということもご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○15番（白内恵美子君） 続いて、生物多様性地域戦略についてです。生物多様性について職員の研修は行われているのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（鎌田和夫君） 今回、宮城県の生物多様性地域戦略というようなことで中間案が示されました。実は、私のほうにも県のほうから直接にこれらについての情報がありませんでした。それで、先週12月2日の日に、宮城県の地域戦略（中間案）ができましたので送付しますというようなことと、あと、それに対する意見がある場合は12月21日までというような内容の文書が送付されました。

いずれにしても県のほうでは今中間案というふうなことですから、策定がなれば我々地方自治体のほうにもこれらの計画についての説明会があると思います。それから、いろいろと各課に渡っての幅広い施策ですから、その辺は進めるというふうなことになろうかと思えます。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○15番（白内恵美子君） 質問では、生物多様性についての職員の研修会です。県の戦略ということではなくて、いわゆる生物多様性についての一般的な研修というのは行っているのかどうかの質問です。

○議長（加藤克明君） 町民環境課長。

○町民環境課長（鎌田和夫君） この言葉については新しい言葉でもあって、それについてはやっております。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○15番（白内恵美子君） 生物多様性基本法ができたのは平成20年6月です。ですから、もう大分、6年半たっています。これは国がやるだけではなくて、最終的には全ての市町村が行わなければならないというふうになってくるはずですよ。先ほども町長は、県の戦略ができたならその後町では取り組むということだったんですけども、本来、並行して行うべきではないかと思って見ていたんですが、そうすると、今柴田町ではまだ一切この生物多様性については何の勉強もしていないととってよろしいのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 町民環境課長。

○町民環境課長（鎌田和夫君） 国のほうでは平成20年6月に生物多様性基本法というふうなことを決めました。県のほうでも早速多分動きかけたと思うんですけども、東日本大震災というようなことがあって、なかなか着手できなかったというようなことだと思います。

それで、宮城県で今つくっている策定案については宮城県全域にわたっての策定案なので、動くとなればそれをもって、各自治体やら、あとNPOとか教育関係とか、それらの関係諸団体でもっていろいろとこれから推進ということで、協議会やら作成されるかと思っています。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○15番（白内恵美子君） そうすると、まだまだ学習もしていない状態というふうに捉えていいのでしょうか。SATOYAMAイニシアティブということが今叫ばれていて、かなりのところでもいろいろ実施されているんですが、そういう情報というのは入っているのでしょうか。調べていますか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。よろしいですか。町民環境課長。

○町民環境課長（鎌田和夫君） 里山関係については、多分水源地確保というようなことで、例えばセツ宿とか蔵王におけるいろんな植栽活動かと思っています。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○15番（白内恵美子君） きっと今の答弁で、ああ、そうか、やはり全く生物多様性ということについては、この庁内では何ら意見の共有等はなされていないですよ。そう思います。今の答弁をお聞きして。

だったら、里地里山保全活用行動計画というの、平成22年に環境省から出ていますけれども、それもごらんにはなっていないませんか、どなたか。

○議長（加藤克明君） 町民環境課長。

○町民環境課長（鎌田和夫君） 具体的にその内容についてはまだ把握はしていないというような状況です。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○15番（白内恵美子君） 例えば、里地里山保全活用の理念をちょっとだけ紹介します。里地里山は我が国の生物多様性保全上重要な地域であり、また、食料・水の供給、防災、生活環境保全、景観・文化など国民生活や精神文化の基盤ともなっています。また、自然と共生してきた日本人の暮らし方を学び、体験し、引き継ぐ場としても重要です。このようなさまざまな役割の基盤となっている里地里山の生態系の安定的な存続のため、自然の復元力に見合った自然資源の管理と循環的な利用を推進し、地域の伝統的な自然共生の知恵に学びつつ、科学的知見に基づく展開を図るものとしします。そして、こうして多面的な価値を有する里地里山をあらゆる立場からの参加と協働により共有の資源として支え、国民全体で未来に引き継いでいくこととします。これが里地里山保全活用の理念です。

今、柴田町ではこの理念を大事にすべきときではないでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） この生物多様性という言葉は職員の中で全部共有しているということはないんですが、柴田町は、いつも言っているように、自然の中で共生していく、柴田町のよさは自然環境が美しいと、それを政策に盛り込んでいくんだという理念を随時職員とともに共有しておりますし、町民に対してもそういうお話をさせていただいております。自然が大事だと、守り育てるということは言っております。

また、この自然の恵みを上手に使う、里地里山の資源を使うというのも柴田町はほかの自治体より進んでやっております。景観では里山ハイキングコースをつくったり、船岡城址公園の散策路をつくったり、それから、産直活動で上川名地区なんかはまさに里地里山の景観と自然の恵みを使って町おこしをやっているわけですから、また林業関係の木材を使ってやっておりますので、恵みを上手に使わせていただいているということでございます。

それから、豊かな自然を受け継ぐということであれば、子供たちも水田で田植えをしていたり、船迫児童センターの子供たち、それから、みどりの少年団が杉の木を植えたり花木を植えたり、そういうことで将来につながる事業もやっております。

ですから、統一した言葉は確かに共通されておりませんが、その必要性、思想、そういうものは柴田町はほかの町に比べて進んでいるというふうに思っております。それをさらに進めるために、今地域の景観とか歴史とか文化、食べ物、そういうところを巡り歩くフットパスを後期基本計画のプロジェクトに位置づけたというのも、この流れにあるというふうに思っております。これからはやはり、自然とともに生きる、そういう考え方を町民の中にふやしていくと

いう努力をしていきたいというふうに思っております。ただ県の計画を見ますと我々がやっていることを書いてありますので、改めて柴田町独自の計画をつくる必要はないのではないか、まずは実践することが大事だという考えに立っております。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○15番（白内恵美子君） 生物多様性については、まず世界の流れ、それから日本の国の流れ、そして今、宮城県はおくればせながら地域戦略を策定しようとしているところです。町もそこに全部、町の責務としてきちんと戦略も立てなければならぬということが入ってきますから、やはりやっていかなくちゃいけないんです。そうしますと、本当に日本の国だけではなくて、この生物多様性というのは世界の流れですから、やはり市町村といえどもそれをしっかりと把握して、その中で今柴田町はどういうことに取り組んでいるのか、今取り組んでいることは生物多様性保全の考え方からするとどういうことなのかという、そういうことをしっかりと持っていないと、何かバラバラになっているかなというのをちょっと感じるんです。やはり根っこところがしっかりしてなくちゃいけないと思うんです。

この生物多様性については、特にフットパスを重点プロジェクトに取り上げようとしているんですから、まずしっかりと学んでいただきたいと思うんです。その上でこそ、フットパスというのはなされるべきだと思うんです。今回なぜ急に出てきたのかなと、今まで全く生物多様性の言葉も出てこなかった町がなぜフットパスなんだろうと思って、ちょっと気になって質問してみたんです。そうしたら、やはり生物多様性については特に何もしてこなかったということなので、別に今からで十分間に合いますと言ったら変ですが、今からしっかりとそこを理解して、理念をしっかりと持って取り組んでいただきたいと思います。町長、いかがでしょうか。

○議長（加藤克明君） 町長。

○町長（滝口 茂君） 先ほども申し上げましたように、白内議員が生物多様性という言葉は初めてこの議会で示しているように、私もフットパスというのを初めて議会に提案して、まだお互いに共通認識がないということでございますが、その言葉の裏に書かれている理念とか考え方は、この柴田町では少しずつであります。浸透してきているというふうに思っております。ですから、この生物多様性の言葉に秘められたもっとも深い考え方を学んでいくと、それをフットパスに活かしていくということは同じだというふうに思っております。ですから、フットパスが単に歩いて終わりということにならないように、これからの地球の環境問題を含めて、将来の里地里山を柴田町としては守っていくと、そういう思想まで、言葉はちょっとか

たくなるんですが、哲学まで普及できたら成功ではないかなというふうに思っております。

ただ一部では、全てがこの生物多様性について賛同する人ばかりではないということも、それよりもまずは都市開発、言葉は悪いんですが、経済優先という考え方もありますので、そこを調整しながらやっていかなければならないというふうに思っております。

○議長（加藤克明君） 白内議員の一般質問の途中ですが、**ただいまから休憩いたします。**

1時から再開します。

午前 11時46分 休 憩

---

午後 1時00分 再 開

○議長（加藤克明君） **再開いたします。**

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

白内恵美子さん、再質問ありますか。どうぞ。

○15番（白内恵美子君） アレチウリは館山でも確認されています。来年はかなり広がるものと思われます。ガビチョウは、太陽の村や館山にもかなりいるようです。町内にはかなりの数がいると思われるので、町独自に調査してはいかがでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（鎌田和夫君） 先ほど町長の答弁の中で、特に特定外来種の確認はしていないというお答えをしたんですけれども、私のほうに苦情、町民懇談会等で知らせがあったものについてはアレチウリとウシガエルの鳴き声というようなことです。特に調査については今のところ考えておりません。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○15番（白内恵美子君） 何か考えない理由がよくわからないんですが、アレチウリの繁茂はもうかなり広がると思われます。どのぐらい広がっているか等は当然調査しなければならないのではないのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 町民環境課長。

○町民環境課長（鎌田和夫君） アレチウリについては、例えば用水堀とかそういうような窒素分の多い土質のところに生えております。それで、我がほうで考えているのは、そのアレチウリの特性等についてお知らせ版等でお知らせしまして対処していきたいと。要するに、種から芽が出てきて成長するわけですけれども、種をもって例えばそのままにしておきますと、その種が複数年間にわたって繁茂するというふうなことです。では、どうすればいいかという、



やはり町民のみんなに周知してその中で駆除作業をしていきたいと考えております。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○15番（白内恵美子君） 周知するためには、やはりきちんと調査が必要ではないですか。

○議長（加藤克明君） 町民環境課長。

○町民環境課長（鎌田和夫君） 特にその用水堀とか畑地的なところを我がほうで確認します。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○15番（白内恵美子君） 館山でも広がっているかと思うので、ぜひ調査してください。

SATOYAMAイニシアティブですが、もしかしたらお昼休みに調べましたか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（鎌田和夫君） 済みません。調べておりませんでした。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○15番（白内恵美子君） 平成22年、生物多様性条約第10回締約国会議で、二次的な自然環境における生物多様性の保全とその持続可能な利用の両立を図るSATOYAMAイニシアティブが提唱され、世界的に推進していくことが採択されました。これは柴田町でも推進していかなければならないわけです。いかがお考えですか。

○議長（加藤克明君） 町民環境課長。

○町民環境課長（鎌田和夫君） この中身をよく確認しまして対応してまいりたいと思います。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○15番（白内恵美子君） 生物多様性自治体ネットワークというのがあるんですが、ご存じでしょうか。

○議長（加藤克明君） 町民環境課長。

○町民環境課長（鎌田和夫君） それもわかっておりませんでした。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○15番（白内恵美子君） このネットワークの目的は、自治体が相互に生物多様性の保全や持続可能な利用に関する取り組みや成果について情報発信を行うことや、COP10で採択された愛知目標の実現に資するとのことです。フットパスを重要プロジェクトにする計画であるのならば、当然柴田町でもこのネットワークに参画すべきではないでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（鎌田和夫君） これも、県のほうのいろんな説明会等を通じてその辺の全容をわかった時点で考えたいと思います。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○15番（白内恵美子君） わかった時点というよりは、今すぐ調べられることですから、すぐ調べていただきたいと思います。

次に、登米市で現在、生物多様性とめ戦略（案）に対する意見を募集していますが、これについてはご存じでしょうか。

○議長（加藤克明君） 町民環境課長。

○町民環境課長（鎌田和夫君） 登米市の場合、白鳥の飛来地ですかね、それらのことでもって先駆けてやっているようです。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○15番（白内恵美子君） 登米市のこの戦略（案）のすばらしいところは、とてもわかりやすい言葉を使っているんです。例えば生物多様性についても、「私たちの身近には多様な生き物が存在しており、お互いにさまざまなかかわりを持ちながら生きています。それらの生き物の命が繋がっていることを生物多様性と呼んでいます」。小学校高学年であればわかるような言葉で記されています。柴田町でも参考にすべきではないでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。商工観光課長ですか。済みません。町民環境課長。

○町民環境課長（鎌田和夫君） わかりました。そういうことで、私どももちょっと勉強したいと思います。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○15番（白内恵美子君） 最後に、「花のまち柴田」を掲げているのですから、やはり柴田は県内でも積極的に生物多様性の保全に取り組むべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（鎌田和夫君） 自然全体的なことだと思います。花であろうと動物であろうと、そんな趣旨を踏まえまして、今後ともいろいろと勉強しながらやりたいと思っています。

○議長（加藤克明君） 再質問よろしいですか。

○15番（白内恵美子君） 最後に。今回、生物多様性についての質問をしているわけですから、きちんと調べるべきではなかったのでしょうか。答弁は要りませんが、今後はきちんと調査していただきたいと思います。以上です。

○議長（加藤克明君） これにて15番白内恵美子さんの一般質問を終結いたします。

次に、11番広沢真君、質問席において質問してください。

〔11番 広沢 真君 登壇〕

○11番（広沢 真君） 11番広沢真です。大綱1問お伺いします。

**医療・介護総合法の施行、具体化で介護はどうか。**

医療・介護総合法の成立で公的介護、医療保障が土台から変えられようとしています。今回の総合法は、多くの高齢者を公的介護サービスの対象から外し、自己負担分をふやすなど公的介護からの追い出しともとれる中身を含んでいます。さらに、厚生労働省が示した総合法の具体化に向けたガイドライン（案）が示されています。今後、介護保険制度にどのような改変が行われようとしているのか、町の認識を伺います。

1) 医療・介護総合法で出された、新しい介護予防・日常生活支援総合事業について、どのように捉えているのでしょうか。

2) 介護サービスを受ける人にどのような影響があると考えますか。

3) 町としてどのように実施していくのでしょうか。

以上、伺います。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 広沢真議員の医療・介護総合法の関係で3点ほどございました。

その前に、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律、いわゆる医療・介護総合確保推進法については、地域における創意工夫を生かしつつ、効率的かつ質の高い医療提供体制の構築及び地域包括ケアシステムの構築により、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため改正されたものであります。

第1点目、団塊の世代が75歳に達する2025年問題があります。介護保険制度の持続性の観点から、生活援助が大部分を占める要支援者の訪問介護サービスと通所介護サービスを、新しい介護予防・日常生活支援総合事業に転換することは、避けられないものと捉えています。

また、新しい介護予防・日常生活支援総合事業は、利用者にとっても自治体にとっても、介護保険制度が始まって以来の大きな制度改正であります。利用者の暮らしに関わるものという視点に立ち、慎重に進めていかなければならないと捉えるところでございます。

2点目、介護サービスを受ける人にどのような影響があるか。要支援認定者で訪問看護や訪問入浴などの専門的な介護サービスについては、これまでと同様、介護予防サービス給付を受けることができます。

介護予防サービスのうち、生活援助サービスとなる訪問介護と通所介護は、新しい介護予防・日常生活支援総合事業でのサービスに切りかわることになりますが、既にサービスを利用

しているケースで、サービス利用の継続が必要なケースや、多様なサービスの利用が難しいケースなどについては、これまで同様のサービスを受けることができます。サービスの提供については現在と同じ介護事業所になります。

多様なサービスに切りかわった場合、サービス形態の変更に伴い、一時的な不安や戸惑いはあろうかと思いますが、新しい介護予防・日常生活支援総合事業への切りかえをして「よかった」と思われるような生活支援サービスとなるよう、今後事業内容を検討し、実施してまいりたいと考えているところでございます。

3点目、町はどのように実施していくのかということですが、介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインに基づいて、来年度、各職種から構成される協議体を設立し、生活支援コーディネーターを配置します。コーディネーターを中心に、地域のニーズや社会資源の把握を行い、柴田町地域包括ネットワーク連絡会などを活用し、当町に合った各種の生活支援サービスを割り出し、サービス提供団体の育成や研修を行い、サービス価格を定めてまいります。介護予防・日常生活支援総合事業は、平成29年4月からサービスの提供をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（加藤克明君） 広沢真君、再質問どうぞ。

○11番（広沢 真君） 今、ご答弁いただきましたが、その政府が言っている今回の総合法、総合法と略して言わせていただきますが、中身を略して言うとそういうふうに美辞麗句が並ぶんですが、実際にどうなのかということを少し確認しながら、町のこれからについても伺ってきたいというふうに思います。

今回の法改正の最大の特徴は、特に、新しい介護予防・日常生活支援総合事業というのが加えられて、これまでの通所サービスと訪問サービス、そのほかに新しい事業が加わるということですね。その部分が特にこれまでの介護保険の中身を大きく変えるといえますか、そのサービスのあり方が大きく問われる中身になっているということでもあります。

言葉で言うと介護を受ける方にもいいように聞こえるんですが、実際にこれから新しい事業、新総合事業と言わせていただきますが、新総合事業を受けるに当たって、一番今悩みの種というか、どうしようかという部分で苦慮しておられる点があったらぜひ挙げていただきたいんですが。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（鈴木 仁君） 広沢議員のご質問にお答えをいたします。

新しい新総合事業、これから2年後に、29年度に向けて構築をしていくわけでございますけれども、新しい事業ということでこれからその協議体の設置とかコーディネーターの構築ということで進んでまいります、今現在はそういったプランを持って進めていきたいということを考えているわけでございますけれども、まだ未知の世界ということでございますので、これから幾多の会議や練っていくという作業が複雑に絡んでいくものだというふうに捉えていますところでございます。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○11番（広沢 真君） 今、課長のご答弁で、くしくも未知の世界という言葉が出されましたけれども、まさにこれまでやったことのない、実際には受け皿が準備できていないサービスを新たに導入しようということなんです。その受け皿がやはり問題になってくると思うんです。特に今回の場合には、既存のいわゆる専門的なサービスとボランティアなどによる多様なサービスというのが新しく構築されて、そのボランティアなどによる多様なサービスというのが大きな問題になってくるという部分なんです。今のご答弁にもあったとおり、この部分の受け皿が未知の世界ということで、まだまだ見えてきていないということなんです、これを導入するに当たって考えなければならない問題点が幾つか、もう既に先行実施している自治体もありまして、その中からも明らかになっているということがあります。

それで、特に今度の新総合事業を導入するに当たって最初の前提としてあるのは、やはり介護給付費の削減というのが大きく貫かれているのではないかというふうに思うんですが、その辺の実感としてはいかがでしょうか。捉え方として。

○議長（加藤克明君） 福祉課長。

○福祉課長（鈴木 仁君） やはり議員のおっしゃるように、団塊の世代の方が10年後に75歳ということになります。国では、現状の介護サービスを継続した場合給付費が伸びまして、保険料が月額平均8,200円になるということを推定しておりまして、医療費の給付を抑えながら保険料の上昇のほうも抑えたいと。それで国の介護保険制度をこれからも継続していかなければという観点も含まれているものと捉えております。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○11番（広沢 真君） お認めいただきましたとおり、介護サービスを維持するためとしながら、大前提としては介護給付費を削減するということがあって、例えばこの間国の政策の中でよく言われている、社会保障費を捻出するために消費税を増税するんだということだったんですけれども、実はこの介護の部分一つとってみても、実際には費用を削減するということがそ

の大命題として貫かれているということなんです。

その中でやはり貫かれているのが、自立自助ということと、それから家族による介護、家族を中心にした介護、それから地域の助け合いというこの言葉が中心となって考えられているというふうに捉えられるんですが、ただその過程で、その一つ一つの言葉だけ言うといいことのように聞こえるんですが、実際に今回そのガイドラインで示されている内容というのは、むしろ介護サービスを後退させる内容が含まれているのではないかと思っているんです。

特にご答弁の中では、これまで受けているサービスを今受けている方についてはこれまでどおりというふうなお話もありましたが、これまでどおり受けられるかどうかも含めて今後変わる可能性もあるということと、それから、新たなサービスを利用することを求める方について、介護認定の部分でハードルを設けるというのが今回のまず一つの特徴だと思うんです。

特にガイドライン、要するに今厚生労働省が進めている、大体これが基準だと言っているものの中身の中で言葉として使っているのは、低廉なサービスの利用普及と、より安いサービスへ切りかえるということを行っているんです。そのより安いサービスということがどのことを指すのかというと、例えばケアマネジャーや介護福祉士のような正式な専門職の資格を持っている方が介護の仕事をするればそれなりの介護報酬が必要になります。ところが、地域の助け合いという名目のもとに、有資格者じゃない方が介護サービスに参加するというのがこの低廉なサービスに当たるということ、国会や何かの議論の中で明らかになってきているんです。要は、今回の総合法を実施するに当たって、介護サービスをこれから受けようという人についてはできる限り低廉なサービスを受ける、そういう方向に進めなさいということも出されてきている部分です。その部分がまず第一に懸念となってきているんです。

例えば東京の北区なんかでは真っ先に手を挙げてモデル事業として行っていますが、ここで実際に起こっているのは、これから介護の財政が大変になる、それから自治体の財政が大変になるので、できるだけ皆さんに頑張ってもらって、皆さんというのは介護を利用する方ですが、頑張ってもらって、自立を目指して目標を持ってもらう。そして、その目標が達成したら、これまでのサービスから多様なサービスに移ってもらうというようなことを示して、介護認定そのものを窓口で、あなたは介護認定を受けなくても大丈夫ですよというような形で断るという例がふえているということが言われています。その部分が、どの自治体もそうすることにはならないとは思いますが、まず第一で危惧を持っている点なんです、そういう可能性についてどのように捉えておられるでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（鈴木 仁君） ご相談に来た方がいらっしゃった場合は、私ども職員が窓口で介護申請をさせないで事務を進めるということは考えてはおりませんし、やっではいけないことだというふうに考えております。まず、お越しになられた場合は、介護の認定が必要なんだということで町のほうに来ているというふうに判断しますので、まずは介護認定の調査ありきということで私どもは事務を進めてまいります。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○11番（広沢 真君） これまでも問題になってきたのは要介護認定の難しさです。一次判定、二次判定と、それから医師の診断書という項目がありますが、ただ特に認知症なんか絡んでくると、日常生活を一定時間かけて調査しなければ介護対象者の実態を把握することができないということがこれまでも指摘されていて、例えばよく言われるのは、「介護認定で今度聞き取りに来ますからね」というふうにおじいちゃんおばあちゃんに言うと、その調査の人が来るとしゃんとして頑張ってしまうと。それが結果的に正しい要介護の状態を認定するにおいて妨げというか、そのこと自体は高齢者の意欲としては必要なことだとは思いますが、正しい実態を把握できないということがこれまでも指摘されていて、特に医師の診断書なども精査するようということは今までも私も議会の中で取り上げてきたわけですが、ただ今回の場合は、窓口の担当者が要支援相当と判断した場合には、基本チェックリスト、要するにペーパーアンケートの必要項目に答えさせただけで、新総合事業のサービスを割り振ることができるというふうになっているんですが、その部分について町としての考えを伺いたいんですが。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（鈴木 仁君） ただいまチェックリストというお話がありましたけれども、チェックリストに関しましては、これから介護になるおそれがある方ということで25項目からのもので今進めているわけでございますけれども、来られた方に関しましては先ほどお話し申し上げましたとおり、認定ありきということで事務処理は進めてまいりたいと考えております。

そして、新たに来たお客様が、「私は介護保険の認定は結構なんです」という本人の申し出があって、新しい総合事業のほうのメニューを利用したいというお話があった場合は、そのチェックリストという対応をすることもあるのかなというふうに考えているところであります。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○11番（広沢 真君） そうすると、これはその基本チェックリストを必ず使って、これでまず第一で判定しなければならないという問題ではないので、ぜひ要介護認定を申請されてきた方には、まず前提として申請を受理して認定を受けてもらうということは基本として貫こうと考

えているということでもよろしいでしょうか。

○議長（加藤克明君） 福祉課長。

○福祉課長（鈴木 仁君） そうご理解いただいてよろしいです。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○11番（広沢 真君） そうすると少し安心するんですが、特にこの問題については、厚生労働省が今回の総合法の目的の一つとして抱えているその認定に至らない高齢者の増加ということを行っているんです。要するに認定に至らないというのは、要介護認定をされない高齢者をふやすということなんです。これだけ聞くと何か健康な高齢者、自立している高齢者がふえていくことでいいことではないかというふうに思うんですが、今のチェックリストで認定の審査を受けさせないというようなことが実際に先行自治体で起こっているもので、その辺が懸念としてあるということなんです、その辺は町としても考慮していただいているということですので、ひとつぜひ貫いていただきたいということです。

それから、もう一つの題目として、自立の促進ということが言われています。例えば新総合事業の適用となった人は、その際にその方独自の目標、課題を設定するということになるんです。例えばかがめなかった人がかがめるようになる、あるいはひとりで買い物に行けない人が行けるようになるとかというような課題を持たされて、行政側から目標達成、状態改善とみなされると、単価の低いサービスへの転換あるいはサービスをこれで打ち切りますというようなことも起こり得るということが言われていまして、これもまた先行自治体の事例で苦情として来ていたみたいなんです、町や市の職員が説得して、「あなたは頑張って自立できるんだからサービスをやめなさい」というようなことを説得するというような事態も起こっています。そういうことが起こらないようにぜひ気をつけていただきたいということなんです、機械的に目標や課題を設定して、それをサービスを変更することの材料に機械的に適用しないということもぜひ確認していただきたいんですが。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（鈴木 仁君） 目標、課題というのは、ご自分でお持ちになるのは大変結構なことだと思います。これから長い人生を生きていきますので、ご自分で自分らしく生き続けるためにはそういった目標も必要なものと捉えます。

また、専門的なサービスが必要な方に関しては、国のガイドラインによりまして、状態に応じて多様なサービスに移行することが可能だと考えられる場合についてはそちらに移行してもいいですよというようなこともポイントとして挙げられておりますので、その目標、課題と



いうことをもちまして、町のほうで専門的サービスのほうから多様なサービスのほうに切りかえを誘導するというようなことは控えなければならぬと考えております。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○11番（広沢 真君） お言葉を聞いて安心するんですけども、ただその点で言えば、これは現時点で自治体が努力できる最大限のものだと思うんですけども、その部分についてぜひ貫いていただきたいというふうに思います。

それと同時に、今回の中で私が一つ懸念しているのは、地域資源事業の事業費に国から上限がかかるというようなことが出されているんですが、これについて、例えばこれから高齢者がふえていくと当然介護の給付費というのも伸びていくと予想できるんですが、この部分で国の上限目標を超えてサービスをふやし続けるとその部分は国庫負担がおりないというようなことを、厚生労働省が現時点で明言しているらしいんですが、その部分について、例えば現在の介護給付費の伸びと柴田町の介護給付費の伸びとを照らし合わせてみてどうなのかということを知りたいと思うんですが。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（鈴木 仁君） 国の伸びに比べまして、柴田町の予防給付のほうの伸びはそれほど大きくはないということになっております。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○11番（広沢 真君） それは、例えば高齢化のピークといわれている2025年に向けての予想という点ではどうでしょうか。

○議長（加藤克明君） 福祉課長。

○福祉課長（鈴木 仁君） 2025年までの数字等は今持っておりませんが、今現在、予防に関するものは6,000万となっております、国が今回上限額というのを設定いたしましたけれども、平成27、28、29年度の第6期介護保険事業計画の策定中でございますけれども、それらの推移を後期高齢者の3年間の平均の伸び等を見まして、7,300万ぐらいになるのではないかとというふうに推計しているところでございます。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○11番（広沢 真君） 国の考え方は、前年度の事業費掛ける後期高齢者人口の伸び率というのが上限の公式になるんだそうですけれども、その点で言えば、当然2025年まで右肩上がりに上がります。だから、その部分も含めて、一つ町としても頭に置いて貫いていただきたいのは、当然先ほど私が確認してきたようなことを続けていくと介護給付費は伸びるんです。だから、

その部分で町が設定された上限との間でジレンマに陥る場合が当然考えられるわけです。その場合でも町が、例えば先ほど言っていたような、まさに介護を受ける人の実態に合わせた形で介護認定や介護サービスの提供ができる、やるということをぜひ現時点からも貫けるかどうかというのが問われると思うんです。現時点の考え方でいいんですけども、その部分も含めてのお考えを伺いたいんですが。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（鈴木 仁君） そういう方向でやっていきたいと考えております。

また、国のほうで新しく制度が施行されるわけですが、この3年間進んでまいります。その中で国レベル、技官、国会なんかでもそういったお話が議論が交わされて、この上限の枠がどうなるかということも課題のテーマとなっていくんだろうというふうに思っております。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○11番（広沢 真君） わかりました。その点で言えば、特に今回問題になるのは、当然要介護認定を受けて、要介護1、2、3、4という形で要介護認定をされている方は、既存のサービスを継続して受ける方がほぼになると思うんですが、要支援の方、例えば要支援1というところから行ったり来たりするような方も恐らく出てくると思うんですが、新しい制度を導入したことによってこれまで受けたサービスが受けられなくなるというような影響も考えられるんですが、その部分についても、要支援であってもきちんと実態に見合った形の科学的根拠を持った介護の体制をぜひつくっていただきたいというふうに思うんです。

それと、もう一つ私が気になっているのは、今回特別養護老人ホームの入所の基準を要介護3以上にするとやっているんです。現状で入所されている方、それから、今、どの施設も3けたの待機者がいると思うんですが、その方に影響が出るのではないかと考えているんですが、現状で、例えば要介護3以下の方で入所を希望する方あるいは入所されている方というのはどれぐらいおられるのかと思うんですが。

○議長（加藤克明君） 福祉課長。

○福祉課長（鈴木 仁君） 柴田町の特養ホームということと、そちらに今入所している柴田町民ということでお答えをさせていただきます。

現在、その方々は92名ほど2つの施設のほうに入所されております。内訳でございますが、要介護の1は3人、要介護の2は7人、合わせて10人。それから、今回切りかわる要介護3は25人、要介護4は29人、要介護5は28人、3、4、5合わせて82名となっております。

また、同じく町内に2つあります特養のほうの柴田町民の方の待機者数でございますけれども、現在266名、こちらは実人数でございます。その内訳ですが、要介護1は30人、要介護2は71人、合わせて101人。要介護3、65人、要介護4、52人、要介護5、34人、3、4、5で151人となっているところでございます。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○11番（広沢 真君） そうすると、現状で入所されている方10人と希望されている方101人というのは、それこそ目的としている行き場所の特養ホームに入れないということにもなりかねないんですが、その点についてどう考えておられますか。

○議長（加藤克明君） 福祉課長。

○福祉課長（鈴木 仁君） 実際、この申し込み待機者数、1、2合わせて101人となっております。実際に必要という方がいらっしゃると思います。また、施設のほうにお伺いしますと、いずれ介護度が進んだときのために予約をしているんですという方もいらっしゃるということも伺っております。町内の特養、また仙台の特養なんかのほうの話も聞いたことがありましたけれども、数の中には順番が来たのでご自宅の方に連絡をしますと、「まだ私は結構です。次の方に回してください」というような声も多々あるというのも聞いているところでございます。そういった方も含めた101人もいらっしゃるのかなというふうには推測されるところでございます。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○11番（広沢 真君） ただ全ての方がそうではなく、本当に入所が必要だけれども待っている方というのがあります。だから、その部分がどうするかということで言えば、今回の法改正の中身だと、市町村の適切な関与のもと、各施設に設置する入所検討委員会の議決を経て特例入所を認めるという項目があるんです。その勘案事項として、認知症により日常生活に支障を来す行動や意思の疎通の困難が見られる、それから、知的・精神障害で日常生活に支障を来す行動や意思の疎通の困難が見られる、それから、虐待により心身の安全・安心の確保が困難な状態にある、それから、単身世帯または同居家族が高齢、病弱などで地域の介護基盤が不足しているため在宅生活が困難な状態にあるというようなことが勘案事項としてあって、その入所検討委員会の中で勘案しなければならないというふうにされているんですが、この部分で言うと、当然4つのうちの最初の3つの部分についてはこれまでも勘案されているんですけども、特に4つ目が、要するに単身世帯、同居家族が高齢、病弱などでという部分が非常に気になるんですが、こういう部分についての入所希望されている方の現状というのは把握されているんで

しょうか。

○議長（加藤克明君） 福祉課長。

○福祉課長（鈴木 仁君） 現状については把握はしておりません。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○11番（広沢 真君） それであれば、実際の制度に関わる部分でぜひ調査をされて、例えば最大限の特例である入所検討委員会の勘案の中で特例入所を認められるようなデータも集める形で、適正に入所できるようにすることも町の働きかけとしては必要ではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（加藤克明君） 福祉課長。

○福祉課長（鈴木 仁君） 議員おっしゃることも大変大事なことだと思いますので、その辺のデータも取り集めてみたいと思います。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○11番（広沢 真君） 特別養護老人ホームというのは高齢者の中でも特に低所得層の受け皿になるという部分が大きいです。そのほかのサービスではやはり、例えば介護付の住宅なんかというのは利用料金が高額になります。介護保険を最大限利用できる施設として、特別養護老人ホームというのは非常に重要な役割を果たしています。その反面で、これまでよく言われるとおり介護給付費の増加には大きく影響するということが言われていますが、ただこの部分で一定部分の受け皿ができないと、それこそ介護難民といわれるような現状に陥る人たちがふえるというふうに考えられます。その部分でぜひ最大限介護を受けようとする人たちの状態をくみ上げて、入所したくてもできないという現状、当然絶対数が少ないですから待機者が今もいるんですけれども、その中でも特に気をつけていただきたいと思います。

特に入所検討委員会に対する市町村の関与の仕方については、市町村が意見書を作成するであったり、検討委員会に町の職員が出席するというようなこともありますので、ただ実質的に市町村の承諾がないと特例入所もあり得ないということもありますので、その部分の配慮もぜひしていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（加藤克明君） 福祉課長。

○福祉課長（鈴木 仁君） 判断主体は施設ということになっておりますが、議員おっしゃるとおり町の意見も申し入れることはできるとなっておりますので、その辺は協議してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○11番（広沢 真君） それから、新たに利用料負担の1割から2割が導入されるということがあります。いわゆる現役並み所得の方々で今回2割負担が導入されようというふうになっているんですが、実際に柴田町でこの2割負担になる方というのはどれぐらいおられるものでしょうか。

○議長（加藤克明君） 福祉課長。

○福祉課長（鈴木 仁君） 本年10月現在で対象者は1,638名となります。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○11番（広沢 真君） 結構な数ですね。その部分で言うと、厚生労働省の推計の仕方が非常にざっくりとしたものなんですけれども、夫の年金収入280万円、妻の年金収入79万円、合計収入359万円のモデル世帯を設定して、その可処分所得から平均的消費支出を引いても60万円余るから大丈夫だというふうに非常にざっくりした説明だったんですが、実はこの2割負担の導入について厚労省の説明の平均的消費支出が、可処分所得のはるかに低い消費支出だったということが後で国会の中で明らかになって、厚生労働省が反省をするというような事態も起こってきています。その部分で言えば、きちんと間違いを認めて国が訂正することが必要なんですけど、特にこれは町が関与する部分は少ないんですけれども、きちんと介護保険利用料の負担についても精査しながら、適正な負担で介護サービスを利用できるようにぜひしていただきたいということです。

それから、補足給付、これもまた縮小、打ち切りということがなされているんですが、現在、柴田町の介護保険加入者で補足給付を受けておられる方というのはどれぐらいおられるでしょうか。

○議長（加藤克明君） 福祉課長。

○福祉課長（鈴木 仁君） 314人でございます。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○11番（広沢 真君） 例えば、今回の場合、入所者本人が低収入でも、世帯分離している配偶者が住民税課税の場合には補足給付の対象外となるというふうになっているんですが、これが行われた場合に補足給付の対象外になる方というのはいらっしゃるのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 福祉課長。

○福祉課長（鈴木 仁君） 現在、配偶者関係については把握はしておりません。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○11番（広沢 真君） それであればぜひ調査していただきたいというふうに思うんです。実際

に課税ラインギリギリの収入で配偶者がいた場合、入所者と配偶者の生活が両方とも立ちゆかなくなるといような事態も起こります。その部分で言えば悲劇が起こる可能性もありますから、その部分も含めてきちんと相談に乗ると同時に、実態を調査していただきたいというふうに思います。

実際に見ると、こういう懸念がたくさんあって、直近でやるにしても、恐らく実施した途端に苦情が殺到するのではないかなというのが予想されます。それはもう先行している自治体で苦情が殺到している事実もありますから、ほぼ間違いない事実だと思うんです。その点で実施する期日をできる限り先送りするということなんですけれども、先ほどは29年だから2017年ですかね……済みません。先ほどは実施期日はいつと言ってましたか。

○議長（加藤克明君） 福祉課長。

○福祉課長（鈴木 仁君） この補足給付に関しましては平成27年8月というふうになっております。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○11番（広沢 真君） それで、今回の支援総合事業の実施日時については、先ほどご答弁あったときにメモ漏らしたので、もう一度お答えいただきたいんですが。

○議長（加藤克明君） 福祉課長。

○福祉課長（鈴木 仁君） 平成29年度を考えております。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○11番（広沢 真君） そうすると、今回の法律の場合、実施するのに困難がある場合には条例によって最大限延ばすということができてはなっていますが、それを最大限利用するというふうに考えていいんですね。

○議長（加藤克明君） 福祉課長。

○福祉課長（鈴木 仁君） さようございます。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○11番（広沢 真君） わかりました。その部分が特に今必要かなというふうに思ったところです。当然これだけ矛盾を抱えている部分があって、全国的にも苦情が殺到する部分が出てくると思いますので、必ず何らかの対策が出てくると思いますので、その部分も見ながら慎重に対応していただければというふうに思います。

こうやって町のやれること、やってほしいことを質問していますが、私自身も、根本的には介護サービスを充実するためにはやはり最終的に国庫負担をふやすしかないと思っているんで

す。そうでないと、町のできるサービスというのは限界があります。特に今回の場合、上限を設けられて介護サービスをどんどんやっているとすれば、最終的に国庫負担が上限で足切りされますから、その部分で言えば最終的に一般会計からの繰り入れなんていうことを提案せざるを得なくなる時期もあるかもしれません。そうなると町長がピクツとなるんですね。

だから、その部分も含めて、国の制度について今後どういう形でまた打ち出されてくる、ガイドラインも本決まりではないですから、その部分でここを考慮されると、一定部分は世論に押されて考慮されるというふうには思いますが、ただ現時点で町がやれる努力についてはぜひとも貫いていただきたいし、そして、ぜひ現場の声や実態を、例えば聞き取りなんかがあった場合には率直に伝えていただきたいということをお願いしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（加藤克明君） 福祉課長。

○福祉課長（鈴木 仁君） 新年度から大きく制度が、柴田町のみならず全国で動き始まります。利用者、また事業者、そして私ども自治体も、そういったことでいろんなことが起きるのではないかとことを危惧しております。そういった中で連携をとりながら、必要なときには県のほうに申し立てをしまして国のほうに言っていただくというような形のスタンスも考えているところでございます。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○11番（広沢 真君） わかりました。じゃ、その点でぜひとも最大限の努力をお願いしたいというふうに思います。来年から新しい制度になっても介護サービスから閉め出されるというようなことがないことを改めてお願いして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（加藤克明君） これにて11番広沢真君の一般質問を終結いたします。

次に、7番佐々木裕子さん、質問席において質問してください。

〔7番 佐々木裕子君 登壇〕

○7番（佐々木裕子君） 7番佐々木裕子です。

まず初めに、この記載に間違っている部分がありましたので、訂正をお願いいたします。

中ほどのちょうど真ん中辺に、11月17日、18日と記載がありますが、これは16日、17日の間違いでございますので、訂正をお願いいたします。よろしいでしょうか。

では、始めさせていただきます。

**ことしのイベント結果及び来春に向けた整備態勢について。**

柴田町では、「また訪れたいと思うまち、花のまち柴田」を掲げ、観光客誘致に向けこれま

でも船岡城址公園内外の整備を行ってきました。その結果、大変美しい景観となった船岡城址公園は訪れる人々の目を楽しませ、また、何本もの遊歩道が整備されたことにより散策も一つの楽しみになっているようです。連日足を運ぶ方々も随分ふえており、イベント等の開催時には多くの人であふれ、にぎわいを見せております。これは「おもてなしの心で」が届いているものと実感しております。

何事も新しく始めるに当たり困難はあるもので、乗り越えたときの喜びはひとしおです。それが実現したときはなおさらです。先月、私は感動を与えていただきました。長年抱き続けた夢のかけ橋、船岡城址公園と白石川堤をつなぐ（仮称）さくら連絡橋がかけられたことです。11月16日と17日の未明に工事が行われましたが、作業開始が午前2時と真夜中にもかかわらず、何十人もの見物人が見守る中、これまで見たことのない大型クレーン車により慎重に慎重に作業が行われ、無事何事もなく橋が設置されました。この工事に携わった方々に感謝を申し上げます。大変ご苦労さまでした。今後も工事が続きますが、けがや事故のないように進めていただくことを願います。この橋ができることで観光客を含めた利用客の安全確保につながるものと思います。

それでは、伺います。

1) 現在、「光り輝けしばたのイルミネーション」が開催されておりますが、ことしの船岡城址公園で開催された桜まつり以外のイベント結果について、集客数や収益額等はどのようなものだったのでしょうか。

2) (仮称) さくら連絡橋が完成するに当たり、広報しばたで「オープンセレモニーの準備を進めている」と記載されておりましたが、計画内容はどの程度進んでいるのでしょうか。

3) 来春に向けた船岡城址公園内外の整備に関して、交通渋滞の緩和や警備員の配置、駐車場の整備、看板や案内板の設置、そのほかこれまで質問がありました原田甲斐の供養塔周辺の整備や船岡平和観音の整備についてどのように進めていくのでしょうか。

以上、お伺いいたします。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 佐々木裕子議員、ことしのイベント結果及び来春に向けた整備態勢について3点ほどございました。

1点目、4月の桜まつり以降に船岡城址公園で開催された主なイベントの集客人数ですが、ことし初の開催となりました初夏の紫陽花まつりが1万2,000人、秋の曼珠沙華まつりが1万



3,000人、B級グルメフェスティバルが5,500人、そして、みやぎ大菊花展が6,118人となり、初めて開催した紫陽花まつりを除き、全てのイベントで前年を上回りました。

観光物産交流館さくらの里の売り上げについては、紫陽花まつり期間中は約400万円、曼珠沙華まつり期間中は約483万円で、前年度比約22%の売り上げ増、みやぎ大菊花展期間中は約514万円で前年比約8%の売り上げ増となりました。

また、スロープカーの収入合計金額については、11月現在では1,082万8,000円で、前年の同時期と比較すると約18%の収入増になっています。

このことは、1年を通じてイベントを開催することで集客人数の増加につながり、その波及効果として各施設の売り上げの増加にも影響を与えたものとなりました。

2点目、(仮称) さくら連絡橋が完成するに当たってのイベントでございます。

平成27年3月の(仮称) さくら連絡橋の開通に向け、去る11月16日、17日、22日に、桜の木は1本も切らず、枝を払っただけで架橋工事が終わり、橋の全体像が見えてきました。町民に対し誤った情報が流され続けられた橋だけに、これで町民もどちらが正しい情報を提供していたか、わかっていただけるものと安堵しております。

まず、開通式については、平成27年3月の開通をプレオープンとし、平成28年春には河川敷側の斜路の整備が完成することからグランドオープンと位置づけ、2カ年にかけて開通式を行う計画です。

11月28日には、(仮称) さくら連絡橋開通式の開催に当たりお知らせ版で公募した6名を含む30名の官民協働による(仮称) さくら連絡橋開通式実行委員会を立ち上げ、開通式の内容について話し合いを行いました。この話し合いの中では、イベントとして奥州柴田一番太鼓や縦の木音頭、槻木の「木やり」さらに、橋の命名式を行うなどさまざまな意見をいただきました。

今後は、来年3月のプレオープンに向け、月1回程度実行委員会を開催する中で、さまざまなご意見やアイデアをいただきながら、春の桜まつりとの相乗効果を高め、思い出に残る開通式になるよう準備を進めてまいります。

3点目、いろんな問題点に関してでございます。

(仮称) さくら連絡橋の開通に伴い、特に、来春の桜まつりには相当の観光客が訪れ町内の混雑が予想されます。特に懸念されるのが、町内の交通渋滞と安全対策、駐車場確保の問題でございます。

交通渋滞と安全対策につきましては、町内に入る主要な国道や県道、会場付近に設置する誘

導案内板を工夫し、少しでも渋滞が緩和されるよう対策を行います。また、(仮称) さくら連絡橋周辺などに警備員を増員するとともに、これまでの配置計画を見直します。

駐車場の確保については、従来の臨時駐車場を含めても不足することが予想されますので、不二トコン跡地などを臨時駐車場としてふやし、シャトルバスの運行により観光客の利便性を図るとともに、渋滞緩和につなげてまいります。

また、園内の案内看板の設置、観光案内マップの制作、原田甲斐、柴田外記の供養塔周辺や船岡平和観音の整備についても、27年度から予算化してまいります。

以上でございます。

○議長(加藤克明君) 佐々木裕子さん、再質問ありますか。どうぞ。

○7番(佐々木裕子君) それでは、再質問させていただきます。

まず、1問目の集客数ですけれども、先ほど答弁いただきました。年々増加しているということで大変うれしく受けとめております。この増加に伴い、相乗効果といいますか、震災から、観光による交流人口と町の活性化に向けて、整備が行われるとともにイベントも開催されてきておりますけれども、震災から3年9カ月が過ぎましたが、これまでイベント開催後に町内からの参加者、参加店舗、また参加されていない店舗においてのどれだけの経済効果が出ているか、その辺の調査などはこれまで行ったことがあるのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長(加藤克明君) 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長(斎藤英泰君) 今のところ調査ということで、一つ基準になっているのがこの観光物産交流館の売り上げになります。それには当然地元業者の方も出店、委託販売という形で入っておりますので、そういったことで売り上げを一つの目安にしております。ただ、申しわけありませんけれども、町内にどれくらいのお店のほうにふえたかというのは、今のところ数字は把握しておりません。

○議長(加藤克明君) 再質問どうぞ。

○7番(佐々木裕子君) 今後、一度調べてみるというお考えはございますか。

○議長(加藤克明君) 商工観光課長。

○商工観光課長(斎藤英泰君) やはりそういった経済効果が今後どれくらいあるかということ、イベントによってこれくらい経済効果もあるということ、数字的に調べていきたいと思っております。

○議長(加藤克明君) 再質問どうぞ。

○7番（佐々木裕子君） それでは、今調査をしていただけるということですので、その調査をする際に、いろいろ商店の方々とお話し合いができると思うんです。やはり次の取り組みに入るときにいろいろとそういうものが役立つのではないかと思いますので、ぜひ早目の調査をお願いしたいと思います。

それでは次に、現在、「光り輝けしばたのイルミネーション」が開催されております。今年も大変美しく夜空を飾っております。私も昨晚ようやく風邪がよくなりましたので、暗くなってから登ってみました。駐車場には結構仙台や福島ナンバーの車がたくさんとめてありまして、大変うれしい気持ちで私はスロープカーに乗って頂上まで向かったんですけども、そのスロープカーのガイドですか、操縦する方がガイドをしてくださったんですけども、大変すばらしかったです。スロープカーの長さが多くなったとかいろいろ説明をいただきまして、できるまでの説明やらいろいろしていただいたんですけども、またそのほかにも、きのうは風が強かったものですから、「どうぞ風邪を引かないように気をつけて見ていらしてください」みたいなそういう気遣いがとてもうれしく思いました。

それで、もう一度帰りも乗ってみたいという気にはなったんですけども、帰りの道はどういうふうになっているのか歩いてみました。途中までは側溝もきれいに整備がされてふたがかけてありまして大丈夫だったんですけども、それでも電気が1つもなく、まず私は携帯をたまたま持っていましたので、携帯の明かりでおりてまいりました。本当に真っ暗でした。やはり来ていただいた方で、私もおりてきたときにすれ違った若いカップルの方たちが何組かいらっしやいましたけれども、そういう方たちもおられますので、足元ぐらいはもう少し明かりをつけてみてはどうかと思いますが、町のほうではそういうようなことはお考えになっておりませんか。

○議長（加藤克明君） 商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） 今のところ、安全に山頂のほうに登っていただくためには、スロープカーという乗り物をお勧めしておりますので、その平和観音までの参道だと思うんですけども、そこについては明かりというのは今のところは考えておりません。

ただし、今お話を聞いて思ったんですけども、観光物産交流館あたりに、どうしても歩いていきたいという方のために懐中電灯とかそういったものを用意して、一つそれもおもてなしということで「お使いください」ということで置いてもいいのかなと思ったんですけども、やはり一番はあそこは坂が急ですのでなかなか夜間歩くというのはちょっと困難のかなと思います。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○7番（佐々木裕子君） 困難だとは思いますが、やはりそういうふうに行って登ってくる方もいらっしゃるわけです。そういう方の中で、例えばけがとか事故が起きた場合に、やはり参道がどちらに向いて曲がっているのかわからない状態で行っていただきました。課長も一度登っていただければわかると思うんですけども、去年は暗い夜道のところを登っていただいて体験していただきましたが、今回は冬ということでまた暗さが違うんです。一度登っていただいて、お考えいただければと思います。事故とか起きた場合には町の責任となる、責任が問われることになると思いますので、その辺も踏まえて一度登ってお考えいただければと思います。

それでは、次に移らせていただきます。2番目のさくら連絡橋に関するところでございます。

先ほど町長の答弁の中で、プレオープンに関してですけれども、樅の木音頭という答弁がございました。私もちょっと考えていたことだったので、樅の木音頭を今土手内の愛好会の方々ですか、保存会の方々が先頭に立ちいろんなところで披露なさっているんですけども、その樅の木音頭をもう一つの花を咲かせるということで、町民に参加を募りまして参加費用をいただき、はっぴなり何かそろえて、ちょっと人数をまとめて、あそこの橋を渡り初めというそういうことをちょっと考えたんですけども、どのように思われますか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） 実は、土手内の愛好会の方たちから町民提案制度を活用して、そういうような組織体制、そして将来こういうふうにしたいという相談がありました。実際的にこれから審査しようという段階において、やはり団体によってもいろんな考え方があって、一つのまとまりにまだなっていないというようなところなんです。ですから、団体としての考え方を一本化して、そして、町で支援できるところは協働で行っていきましょうというようなところのものですから、余り町が先駆けしてそういうような形の支援というような口添えを出すところではまだないのではないかとこのふうには考えて、先日提案制度の受け付けのときは、そのような感じでまず代表者の方と話をしておりました。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○7番（佐々木裕子君） これはあくまでもそういう保存会の方々をさておいて町が口出しをするということにはできないということなんですけれども、やはり町民参加、よく町長がおっしゃいますけれども、町民参加でイベントを盛り上げるということからすれば、やはりこれはまたその保存会とはちょっと離れた形での参加ということで、お考えになることはできないもので

しょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） 実は流派が2つあるらしいんです、樅の木音頭でも。ですから、そういうようなところで本当に昔の最初にできたやつをまず復元したい。そして、いろいろと地域でやっている樅の木音頭もいろいろ変形してきているんだと。ですから、もう本当に一つの形にしてから広げていきたいんだというようなところなんです。確かにいろんな地区で今やられているんですが、団体というか発祥された皆さんにおいては、まだその辺が統一したものにするまでちょっと時間をかけたい。そのためには統一した講師をもとに勉強会を1年間ぐらいかけたいんだというような相談の中で、樅の木音頭を普及させていこうというようなプログラムを先日教えていただいたというところです。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○7番（佐々木裕子君） では、ただいま1年をかけてということなので、28年のグランドオープンには間に合うようになるのでしょうか。その辺はどうなのでしょう。

○議長（加藤克明君） まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） はっぴとかそういうようなものについては、各団体の皆さんがそろえてやりたい。あと、各地域で独自にデザイン化もしているものですから、その辺についてはやはり自己で負担していただくというような中で、まず統一したマークを提供するとか、そんな形になるのかなというふうには思っております。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○7番（佐々木裕子君） それでは、その実行に向けて頑張って話を進めていただければと思います。

次に、その連絡橋の開通なんですけれども、そのときの誘導員というものはどのように配置されるように、今お考えでしょうか。これは明石の花火大会で歩道橋の上で大惨事となったことが起きておりますので、やはり誘導というものが大切ではないか、誘導者を両方につけることが大切ではないかなと思うんですけれども。

○議長（加藤克明君） 商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） やはり観光地としてやらなくちゃならないことは安全安心の観光地ということでありますので、まず、誘導員、先ほどの町長答弁とかぶりますけれども、やはり誘導員の配置も増員を当然しなくちゃなりません。白石川のほうにも誘導員を配置することになりますし、樅ノ木は残った展望デッキ側からも歩いていくようになりますので、誘導員

は当然両側につけるような形になります。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○7番（佐々木裕子君） そうですね。明石市のように大惨事となると大変なので、やはりその辺はよく皆さんとコミュニケーションをとって、間違いのないように誘導をお願いしたいと思っています。

それでは、連絡橋関連として、今町としては連絡橋を挟んで大河原方面に向けての整備計画は行われておりますけれども、その反対側、船岡駅のほうに向けての東側といたしますか、そちらのほうは計画には出ておりませんが、一番目立つ場所になります、橋からおりたときに。あそこは今でも草がぼうぼうに生い茂っている部分と、それから、つぶれかけた小屋というんですか、建物というんですか、そういうのがありまして、ちょっと景観がふさわしくない。皆さんの目に入るところなので、そこをぜひ整備をお考えいただければと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（加藤秀典君） お答えいたします。

白石川、鷺沼川と、そこについては堤外地環境整備ということで全体の事業の中に加えて進めていまして、27年度で完成する予定になるんですけれども、あわせてJRと県道の間も整備計画の変更をさせていただきまして、そちらについてもさくらの小径ということで、西側については事業計画に含めて順次計画的に進んでいるんですけれども、東側については、例えばその整備計画そのものが27年度までの5カ年計画で、できる限りのことを余り膨らまさないで進めてきて段階的に来ていたものですから、この今進めている事業が進むにつれ、東側についても当然私たちも気にしているんですけれども、どういった計画が望ましいのか担当レベルでは既に話はしているんですけれども、まだ具体には計画が示されない状況にあります。ただ確かに、橋を架設した後に実は私たちは検査で橋の上に上がって全て確認したんですけれども、やはりあの辺の景色が気になっておりましたので、十分注意していきたいというふうに思っています。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○7番（佐々木裕子君） ぜひ整備をしていただきまして、橋をおりてきた際に、ちょっと休憩できる場所とか、またトイレ等も必要になってくると思うんです、あの辺の場所に。その辺も踏まえて考えていただければと思います。いかがですか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（加藤秀典君） 具体的に計画が定まっていないので何とも申し上げにくいんですけども、当然トイレということになれば水を使う、使わないトイレもありますけれども、場合によっては電気を使う、そういったことを考えると設備の配置もどうなるのかということがありますので、なかなかトイレまでというふうにはなりませんけれども、当然将来に向けては計画に入れてきれいな景観をつくっていかなくちゃいけない場所であることだけは認識しております。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○7番（佐々木裕子君） わかりました。じゃ、その西側のほうと向けて、東側のほうもぜひ整備をしていただきますことを要望いたします。

それでは次に、公園内外の整備として、渋滞の緩和や警備員の配置、駐車場の整備と看板、ことしは外人の方も多くいらしたということで、外国語の看板というのは何本ぐらい設置する、どういうところに設置するのか、それはまだお考えになっていませんか。もしわかっていたら。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） 今回、看板につきましては、交流館前に大きな園内の看板があります。そこにはまだ（仮称）さくら連絡橋が入っておりませんので、書きかえとあわせて外国語表示、一部はされているんですけども、外国人の方もわかりやすいような表示にそれを直していく予定になっております。

また、観光案内用のパンフレット、そういったものにつきましても外国語表示、英語表示になりますけれども、そういったもので案内ができるようなものも作成していきたいと思えます。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○7番（佐々木裕子君） それでは、看板の件については、今全体的に町の中を歩いてみますと、字が1つ消えていたり、そういう場所もございますので、もう一度点検なさっていただいて、きれいな状態で皆様に見ていただけるようにしていただきたいと思えます。

それでは、駐車場の件についてなんですけれども、今回連絡橋ができることによって、船岡城址公園の西側の駐車場、今は板金屋さんにお貸ししている部分もあると思うんですけども、あそこはいつも車がいっぱいになっております。それで、どの辺までお貸ししているのか、そういう区切り、区分け、そこをはっきりさせて、やはりこれから連絡橋ができたことであそこの部分を利用するお客様が大分ふえると思うんです。それでやはり景観といったものを

踏まえ、どのように改善、整備なさるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（武山昭彦君） 西側にあります駐車場の件になります。現在、鹿野さんというところの板金塗装店に貸しておりますけれども、冬期間になりますと交通事故の台数がふえてきてだんだんだんだん車の台数がふえるものですから、通常ですと3月までで全て撤去してくれという話はしているんですけれども、ことしはちょっと早目に2月いっぱいまで全て撤去していただくように話をすることになっています。それでもって整備をして、3月末のオープンには十分間に合わせて、きれいな状態で駐車場として使えるようにしたいと考えております。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○7番（佐々木裕子君） じゃ、桜まつりが終わった後はどうなるんでしょうか。その辺をお伺いいたします。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（武山昭彦君） 現在、賃貸契約をしている分がございますので、その区域の明確化をきちんとして、それ以上車両を入れないように指導を徹底していきたいと思っております。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○7番（佐々木裕子君） それでは、あと原田甲斐さんとか柴田外記さんの供養塔があるところなんですけれども、先日、皆様もごらんになりましたでしょうか。11月25日なんですけれども、BSで原田甲斐の人間像を浮き彫りにするために、山本周五郎さんが歩いた跡を、山本一力さんという方がもう一度たどったというお話だったんですけれども、そのときに柴田町の船岡城址公園においでになりまして、あの供養塔にお参りをされております。そのときにやはり映像から見たときに、見た目でもわかるように整備がなされていない、供養塔の周り、ちょっと残念だったなど、全国的に流れているんだろうにな、という思いで見させていただきましたけれども、あの収録があるということは観光協会のほうでおわかりになっていたんでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） テレビ朝日だったと思うんですけれども、そちらのほうから連絡がありまして、町の歴史を教えてくださいませんかということで、町の歴史といえばやはり日下龍生さんに連絡をとりまして、そういった山本周五郎の樅ノ木は残ったについてもお話をさせていただくということで連絡はとっております。



○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○7番（佐々木裕子君） 画面に映ったとき、お供え物は何もなかったんです。花とか、例えば供養物、そういうものを、もし皆さんにこういう番組がありますよということを聞いていれば、私もお花ぐらいは供えたかったとは思うんですけども、そこまではお気づきになりませんでしたでしょうか。

○議長（加藤克明君） 商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） ちょっとおもてなしが気づかなかったようなところがあります。今後気をつけていきたいと思います。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○7番（佐々木裕子君） それでは、先ほど町長の答弁にもございましたように、その辺の周辺の整備や、それこそ観音様の修復等も28年に向けて27年度から行っていただけるというお答えをいただきましたので、一日も早いそういう修復、整備がなされることを願いまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（加藤克明君） これにて、7番佐々木裕子さんの一般質問を終結いたします。

ただいまから休憩いたします。

2時35分から再開します。

午後2時23分 休憩

---

午後2時35分 再開

○議長（加藤克明君） 再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

次に、12番有賀光子さん、質問席において質問してください。

〔12番 有賀光子君 登壇〕

○12番（有賀光子君） 12番有賀光子です。大綱1問質問いたします。

活気ある地域づくりについて。

全国各地において人口減少、超高齢化を克服するための地方創生が、国政の最重要課題の一つになっています。こうした課題にどう取り組むべきかについての柱は4つあります。支え合う地域づくり、魅力ある地域づくり、安心な地域づくり、活力ある地域づくりです。

（1）支え合う地域づくりについて。

高齢者が住みなれた地域で医療、介護、生活支援などのサービスを一体的に受けられる地域

包括ケアシステムの構築が最大のポイントになっています。定期巡回、随時対応型訪問介護・看護や複合型サービスについて、全市区町村での実施を進めるため、人材の確保に力を入れていかなければなりません。また、認知症の早期発見や患者の家族支援を行う認知症初期集中支援チームを全市区町村に設置したり、障がい者などへの支援についてもきめ細かな支援の強化も必要です。

(2) 魅力ある地域づくりについて。

人口減少、超高齢化社会への対応が大きなポイントです。高齢者の活躍のための多様な働き方の支援や、高齢者などが安心して暮らせる地域社会を構築するための、犯罪から守る体制を強化するとともに、災害から守る体制の強化も必要です。

(3) 安心な地域づくりについて。

日本列島に土砂災害や水害などが多発する今、国と地方が連携して地域の防災・減災、防犯対策に取り組むことは、政治や行政の大きな責任です。ことし6月に閣議決定された国土強靱化基本計画を受け、今後は都道府県、市区町村ごとの計画策定を推進することが必要です。橋や上下水道など老朽化したインフラの改修や、耐震化、大雨による水害、土砂災害への対策を急がなければなりません。交通安全施策及び地域防犯対策として、通学路の安全性向上などの交通安全に向けた取り組みも大切です。

(4) 活力ある地域づくりについて。

女性の活躍に関しては、来年4月に本格施行となる子ども・子育て支援新制度を着実に推進することに加え、妊娠、出産、そして出産直後の母と子をサポートする産後ケアと、切れ目のない支援の推進が必要です。女性の健康を守るため、乳がん、子宮頸がん検診クーポンの配布の継続や、さらに精密検査を要する人への再勧奨の取り組みも大切です。これらは、今国会の最重要法案とされる地方創生関連2法についても、「人が生きる地方再生」をテーマとして、地方経済の再生や雇用の確保、少子化対策の環境整備に主軸があるように捉えられがちですが、視点はあくまでもそこに住む人にあります。人が希望を持ち、生き生きと暮らせるまちづくりはどうあるべきかを最優先に考えるべきです。

そこで、こうした考え方から以下について伺います。

1) 閣議決定されたまち・ひと・しごと創生法は、成立後、年内にも、5年間の総合戦略と50年後の長期ビジョンを国としてまとめるとしています。こうした動きに呼応して、我が町の総合戦略、長期ビジョンについての考え方は。

2) 地域再生法の一部を改正する法律は、これまで各省庁がバラバラに進めてきた地域活性

化施策を一括し、ワンパッケージで支援する仕組みづくりを目指すとしています。各地域の実情や意見を最大限尊重するとしていますが、町長の認識は。

3) 4つの柱について伺います。

①支え合う地域づくりとは、地域包括ケアシステムの構築に尽きます。その前段階として、「コンパクト」プラス「ネットワーク」としての「小さな拠点づくり」「高次地方都市連合」を掲げていますが、認識と対応は。

②魅力ある地域づくりのポイントは、多様な働き方の就業機会をどのように創出していくかにかかっていますが、認識と対応は。

③安心な地域づくりのため、想定外の異常気象や異常災害の中で、地域の防災・減災、防犯対策にどのように取り組むのでしょうか。

④活力ある地域づくり、特に女性の活躍については、子ども・子育て支援新制度を着実に実践することに加えて、妊娠、出産、そして出産直後の母と子をサポートする産後ケアと、切れ目ない支援が重要です。認識と対応は。

以上です。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 有賀光子議員、活気ある地域づくりについて、大綱3点ございました。

まず、1点目から、先般、安部議員の質問に対し答弁させていただいたように、柴田町でも将来的に人口減少、高齢社会となることが予想され、地域経済規模の縮小、労働力人口の減少、担い手不足による地域の活力や地域コミュニティの低下など、さまざまな影響が懸念されます。これから求められるであろう多様な行政ニーズに正面から向き合い、さまざまな問題を解決していくためには、国の重点政策と位置づけている地方創生制度をうまく活用し、限られた予算の中で住民福祉の向上を図り、柴田町らしい将来に向けたまちづくりを進めていかなければならないと考えております。

そこで、国の示す「長期ビジョン」「総合戦略」の基本的方向性の決定を受けて、かつ県を窓口にも、重点プロジェクトであるフットパスによる元気な町創造プロジェクトを基軸に、平成28年3月までに柴田町の地方版総合戦略を策定してまいります。

2点目、地域再生法の関係でございます。

地域再生法とは、自治体が行う自主、自立的な取り組みを、国が省庁を横断してさまざまな支援措置を行おうとする制度で、平成17年4月1日に創設されました。柴田町も平成18年度に

申請・認定された実績があります。

今回の改正は、高齢化と人口減少の視点の取り組みが加わり、国の支援範囲が拡大したと認識しています。また、市町村側から国に提案できる制度を創設したり、認定手続・提出手続のワンストップ化で事務の簡素化が図られるなど、自治体の課題解決に広く対応できる制度に改正されたと認識しています。

また、国の補助金・交付金の対象になりにくい地域特有の課題対応に当たる施策のために、平成27年度概算要求に「優先課題推進枠」の対象経費として100億円を要求するなど、国も人口減少の克服と地方創生にかかる決意の大きさを感じているところでございます。

今後は、平成27年度からの後期基本計画で計画されている個別施策の実施のために活用していきたいと考えております。

3点目の4つの柱でございます。随時、お答えをしております。

まず、小さな拠点づくり等でございます。

人口減少に当たっては、税収の伸びは期待できませんので、広域的な連携のもとに人々の暮らしを支え、経済を牽引していくのにふさわしい核となる都市や集落、そして、その圏域や集落圏を戦略的に形成することが必要であります。新たな生活圏の形成に向けて、国は地方自治法を改正して、地方公共団体の制度の見直しに着手しています。これは人口減少、少子高齢化が進行する状況において、全ての市町村でフルセットの機能を確保していくことは困難であり、周辺市町村と中心市の持つ規模と集約された生活機能（医療、福祉、教育など）や都市機能（地域公共交通、インフラの整備など）をネットワークで結び、圏域の暮らしを維持していくという仕組みです。

高次地方都市連合とは、指定都市、中核都市、特例市のように20万人以上の人口を抱え、生活機能や都市機能が一定以上に備わった中核都市と位置づけられる都市と、周辺市町村が役割を分担し連携しながら、住民が安心して生活できる基盤を維持していくための仕組みです。

また、小さな拠点とは、市町村単位の中においても、生活機能を集約させた拠点を整備し、近接した農村地区などとの連携を図る仕組みであり、一定のエリアの中で住民が安心して生活できる基盤の確保を目的とする仕組みだと理解しています。

②点目、働き方でございます。

柴田町では団塊の世代が高齢期にさしかかり、65歳以上の高齢人口が全体の24%を突破し、平成30年には29%に達すると推計されています。今後、本格的な人口減少が見込まれ、社会を維持していくためには、高齢者が引き続き活躍できる場を創設していくことが重要となりま

す。

国内における高齢者の多様な働き方の事例として、徳島県上勝町の葉っぱビジネスや、長野県小川村のおやきなどがあり、これらのビジネスは、生涯現役で生きがいを持って働くことができる高齢者の雇用の場を創出する点で、大変優れた仕組みであります。

柴田町においては、「結友（ゆいとも）」などの産直や、上川名地区活性化推進組合女性部が運営する農村レストラン「縄文の幸」や、自宅敷地内の倉庫を改装し、内装やインテリアを店主の方が知り合いの方とリフォームして4月にオープンした槻木のカフェなど、コミュニティビジネスやスモールビジネスの事例が見られるようになってきました。

町では、新たな仕事づくりとして、観光まちづくりを通して交流人口をふやすことにより、新たなビジネスの機会の確保と拡大に努めていきたいと思っております。今回の後期計画の重点プロジェクトであるフットパスコースを整備し、町内での回遊性を高めながら、多様な観光イベントを通じて交流人口をふやす中で、農商工連携による特産品の開発や郷土食等の提供により、地域ビジネス機会の拡大、雇用の創出や地域経済の活性化を図ってまいります。

③点目、防災・減災関係です。

柴田町の防災・減災への取り組みは、特に大きな被害が予想されるのは大雨と地震です。

大雨対策として、公共下水道整備、排水路雨水対策や河川の浚渫工事のハード対策とハザードマップの修正作業、町・自主防災組織の防災訓練や災害協定の締結等のソフト対策に取り組んでいます。

地震対策としては、建物の耐震化、橋梁の補強、情報通信機器の整備や備蓄品の配備等ハード対策と、住民への情報発信や自主防災組織の防災訓練等のソフト対策に取り組んでいます。

防犯対策としては、防犯灯、監視カメラなどのハード対策と、見守り隊や防犯実働隊の活動等のソフト対策に取り組んでいます。

④女性の活躍についてでございます。

平成27年4月から始まる子ども・子育て支援新制度は、子育てを介護や医療、年金と同じように社会保障の枠組みの中に位置づけ、社会全体で子育て支援をする仕組みです。

町としては、質の高い幼児期の教育・保育の提供を行うとともに、待機児童解消のため認定こども園の設置促進や小規模保育・家庭的保育の充実に努めます。

また、地域で進める子育て支援を充実させるために、地域子ども・子育て支援事業として、利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業、妊婦健診事業、乳幼児家庭全戸訪問事業、子育て短期支援事業、ファミリー・サポート・センター事業、一時預かり事業、延長保育事業、病児

保育事業、放課後児童健全育成事業などを初め、13の事業が盛り込まれております。

柴田町では現在、待機児童の解消のために、小規模保育事業の設置を進めるとともに、地域子育て支援拠点事業、妊婦健診事業、乳幼児家庭全戸訪問事業、養育支援事業、ファミリー・サポート・センター事業、一時預かり事業、延長保育訪問事業、放課後児童健全育成事業などの事業に取り組んでおります。

今後、既に実施している事業のさらなる充実を進めるため、利用者支援事業や病児保育事業等の事業実施についても検討するなど、妊婦から出産、産後の子育てについて切れ目のない支援体制の構築と、柴田町の子ども・子育て支援を質・量ともに充実させるよう努力してまいります。

なお、女性の社会参加を促進するためには、男女の役割分担についての社会通念、慣習、しきたりを改めることや、労働時間短縮や休暇制度を普及させることも必要な条件と思います。町が積極的に取り組んでいくことはもちろんですが、国、県、住民、企業、関係団体等もそれぞれの機能や役割を発揮するとともに、連携しながら進めていくことが重要と考えております。

以上でございます。

○議長（加藤克明君） 有賀光子さん、再質問ありますか。どうぞ。

○12番（有賀光子君） 初めに、地方創生について質問いたします。

まず、今回国のほうでも閣議決定されました。そして、今まで中央省庁がバラバラに進めてきた地域活性施策、これも一括して地方にとっては使い勝手のよい仕組みを目指すということです。そして、この総合戦略と50年後の長期ビジョンを国としてまとめ、きのうも町のほうでもかなり進んでいるというお話を聞きましたけれども、しかし、そこで大事なのが、そこで暮らす人々の声をいかに反映するかというのが重要なポイントになってくると思います。現在はそういう住民たちの声というののはどのように聞いているのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） 昨日の答弁の繰り返しにもなりますが、実は県の戦略会議がありました。その中において、柴田町は今、後期基本計画を策定中だと。それで、住民の声、アンケート調査、そういうものをバックデータの的に今回の重点プロジェクトをまとめさせていただいたというような背景の中で、それを戦略として資料として活用できますかというような質問をさせていただきました。そうしたら、国のほうからは、当然そのようなバックデータをもとに分析しているのであれば、それも一つの資料として活用できるというような答えを

いただいておりますので、町としては、総合計画でいただいたアンケート、住民の皆さんの声、そしてこれからのパブリックコメント、こういうようなものを生かしながら、戦略につなげていきたいというような形で考えておりました。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○12番（有賀光子君） また斎藤議員のほうからもお話がありましたが、そういうふうに国のほうで地域おこし協力隊ということで、柴田町も今回槻木のほうでこちらを行うというお話がありましたけれども、もう少し詳しく教えてください。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） 実は、この地域おこし協力隊というのは、今槻木のまちづくりの中で、これからの高齢化、だけではないんですが、それをまとめていただける方がなかなか見つからないというようなところ、それから地域課題がいっぱいあると。それにはやはり誰か人材がいないとまとめ切れないだろうというような観点の中で、県の方と相談した中で、今回の槻木まちづくり研究会の中での今後の展開として、国の制度を活用しながら地域おこし、まちづくりの人材支援ができる制度がありますというアドバイスを受けているものから、その辺を県と連携しながらできるのであればという形で今検討をしているところです。

ただ実際的には、総合戦略のプログラムの中にもこういうメニューがありまして、本当にどちらで採用していくか、取り上げていいのかというところでの選択肢もいろいろ国からメニューが示されておりますので、その辺で今判断を考えているところです。ただ実際的には、今活動している一つのステップを進化させるためにも、そういうような制度を活用していきたいということで、昨日も答弁させていただきました。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○12番（有賀光子君） 地域おこし協力隊のほうで、今柴田町ではまちづくりの人材を支援ということでお話がありました。でも、そのほかにも地域おこし協力隊でもいろんなものがあります。例えば、若者がよそから来て、そして、そのまま自分たちがやりたいことをそこでやって、そして、よければそのまま居住してやっていくという取り組みもありますけれども、そちらのほうはどのように考えていますか。

○議長（加藤克明君） まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） 一つの定義として、3大都市圏というか、そちらのほうからの移住を原則に希望する方を公募しなさいという制度です。ですから、当然そういうような方で、こちらの柴田町の情報を発信しまして、どういう役割、どういう仕事といったものを

表示して初めて募集、応募になるかどうかというようなところです。ですから、実際的には、ある程度の要件を国・県と調整しながら、まずホームページで公募をするという原則になっております。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○12番（有賀光子君） じゃ、それは今後県と相談して進んでいくということによろしいんでしょうか。

○議長（加藤克明君） まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） これからのまちづくり、高齢社会、そして地域創生、そういうようないろんな事業を含める中において、やはり多くの人にかかわっていただいたほうがいいだろうというような判断はあります。その事業について、国からの補助というか交付金対象の事業になるものですから、本当に我々の狙いとその交付目的に当てはまるか、その辺をしっかりと議論をしていきたい、話し合いをしていきたいというふうには考えております。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○12番（有賀光子君） あと、今後槻木のほうで、先ほど町長のほうからもお話が出ましたフットパスのほうで花のまちを興していくということで、まず上川名地区のほうと、あと先ほどのビジネスのほうの女性の活躍、上川名地区で婦人会がつくっている農家レストラン、ちょうど私たち議員のほうでも北上市議会との交流があったときに農家レストランのほうに行かせてもらいました。北上市議会議員の評判も「地場産を使った食べ物ですごくおいしかった。今度は個人としても来たい」という、結構大反響ですごくよかったと思います。そのときに結構皆さんが協力的に来て、あと区長のほうからのお話もありました。そして、上川名地区ではそのほかに、そこのよさを知ってもらうために写真を撮って集会所のほうに飾っておいて、これらの説明も詳しくしておりました。本当にその地区によっては随分まとまっているなというお話があって、本当にそういう方はどどんふやして、いい柴田町としてつくっていけばいいと思いますけれども、そのほかに町としての取り組みは、ほかの地域としてはどのような地区が取り入れているんでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） とりあえず、昨日もお話ししましたように、まず第1ステップとして船岡駅、槻木駅を中心とするコースの整備というようなところでの誘導路の整備、そして、おもてなしのためのマップづくりとか、まず、そういうようなものをつくっていきたいと考えております。その中で拠点となるもの、先ほどの上川名というような地域名を出



していただきましたけれども、そういうようにもう既にあるところをうまく活用する、そういうような拠点づくりを提案できればいいなという考え方で進めていきたいというふうに思っています。ただ2年、3年後というのは、今後推進会議の中で議論を深めていきたいというふうには考えております。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○12番（有賀光子君） そうすると、これからは船岡駅と槻木駅を中心に、まず地域にそういうお話を進めて、そして、スタートしていくというふうに捉えていいのでしょうか。

○議長（加藤克明君） まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） 最初は、まず推進会議というものを組織したいと思えます。その推進会議の中でいろんな考え方、町の考え方もありますし、まず推進会議というのは一つの方針、方向性を議論していただくと。その中で出たものについて各地区に落とししていきたい、各課に落とししていきたい、そういうような考え方で考えております。今のところ一つの目標としては、まず2カ所の駅を中心に優先的に議論を深めていきたいというふうなところで、推進会議に示したいというふうに考えております。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○12番（有賀光子君） こういういろんな地域の進めというのは、どっちかというとな女性が意外と男性の目の届かないところで結構活躍するようだと思いますけれども、先ほど町長のほうから言われた、料理の添え物だったモミジを持ち帰ろうとした女性客を見て、そこからその葉っぱビジネスを思いついたという仕事、これも女性の高齢者ということで、また、和歌山県の古座川町では捨てていた柚子の皮がもったいないとして、やはり女性の有志で加工・開発を開始して、事業の拡大に伴って若者のUターンを促す要因にもなっているというふうに、ちょっとした工夫をすれば、柴田町にとってもいろんなものがあると思うんです。それで、埼玉県では女性の活躍を支援する施策を一元的に担当するウーマノミクス課というのを設置したそうです。女性が働きやすい職場づくりを行う事業を認定して実施する、女性の就業とか企業の支援などを強力に進めているという、この女性のウーマノミクス課というのも設置したんですけれども、柴田町では考えられないのでしょうか。

○議長（加藤克明君） まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） 柴田町においては今、男女共同参画の中で推進プランを実行しております。そして、来年がその改正期、見直しの時期です。ですから、こういうような新たな町の考え方、重点プロジェクトが出てきましたので、そういうような視点も入れなが

ら男女共同推進プランの充実を図っていきたいと考えております。現実的には、相談窓口というようなものについてはまちづくり政策課が当面对応するというような形で、今のプランについては掲載をさせていただいているというところです。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○12番（有賀光子君） 今回、柴田町では「花のまち柴田」をキャッチフレーズにやっていくということで、まず、花を見てみんなが和やかになるということで、花は心の健康に大変重要だと、柴田町をアピールするのに花でやっていきたいという町長のお話でした。それで、柴田町にはお花は桜をメインに、船岡城址公園でも年中来ていただけるようにということで、いろいろ紫陽花まつりとか曼珠沙華まつりとか1年通してやっております。そして、20万人から現在25万人まで客が伸びたというお話もありました。そういう意味で、お花に関するところでいろいろ今柴田町でもやっておりますけれども、柴田町であとオープンガーデンも今やっておりますけれども、これはどのぐらい進んでいるのでしょうか。

○議長（加藤克明君） まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） 後期基本計画の政策の中に、町なかに人を回遊させようというような一つの目標があります。当然このオープンガーデンについても、町の中に人を呼び込むというふうな政策を打ちたいというようなところです。ただ庭を提供する方がある程度限られておりますので、逆に、行政区での花づくりとか、集会所周辺をきれいにして花を植えていただけるというものも、まずは町の中に人を呼び込む一つの手段として、今度は行政区も入れた中で町の景観の中で活動を深めていきたいなというふうに、後期基本計画の中では計画を策定させていただいています。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○12番（有賀光子君） 後期基本計画の中間素案の中でオープンガーデン、今までだと延べ3,000人の来場があり、代表的なイベントとして現在定着している。そして、目標としては毎年2カ所程度の増というふうには書いてありましたけれども、それでよろしいのでしょうか。

○議長（加藤克明君） まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） 当面の目標はそうです。各個人の庭を開放していただくのをふやすということなんですけど、先ほども言いましたように、道路を歩く、町なかを歩くというようなところで、公開はできないけれども、道路を歩きなからほかの方のうちの花が咲いているのが見えるとか、あと、周遊コースの中で例えば新栄通のようなところにも花を植えて愛でることができるとか、そういうようなポイントをふやしていきたいと考えております。当

面は、後期基本計画での目標はそのような形で、個人の庭の公開の数という形で整理させていただいてました。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○12番（有賀光子君） やはり個人でオープンガーデンをするというのは結構難しいんでしょうか。

○議長（加藤克明君） まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） 実際的にやはりかなり難しいというか、実は、オープンガーデン、1日開放していただいています。それで、それを3日、4日に拡大して協力いただけませんかというようなところで相談は申し上げているんですが、花の最高のときにおもてなしをしたい。そうすると、花の咲く時期というのがもう本当にある程度の期間はとれない。ですから、その1日の集約の中で多くの人に来ていただいて回っていただくというような形で今まで進めてきておりました。庭師の人とも庭の公開をされている方たちともいろいろ情報交換しながら、今後その辺の方策をもう少し話し合いをしていきたいと思えます。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○12番（有賀光子君） 先月11月に小布施町、よく町長が花のまちという小布施町のお話をするので、どんなものか行ってきました。それで、やはりあそこは人口が1万人ちょっとでも120万人の観光客が訪れるということで大変すばらしいものでした。ここはもう行政がするというのではなくて、最初から住民の方が中心というのが結構多いような感じがいたしました。まず、「外はみんなのもの、うちは自分たちのもの」というまちづくりの基本理念に沿ってやっているという感じをいたしました。家の庭を散歩しながら見ていくという感じなんですけれども、たまたま見たときにちょうどおばあちゃんがお掃除をしていて、秋で葉っぱがかなり落ちるということでお掃除をしていたんです。そして、「大変ですね」とお話を聞いたら、「もう昔からやっているから」という、もう本当に体の中に染み込んでいるという気がいたしました。そして、その通路をずっと行くと、疲れたころにはちょうど喫茶店にぶつかるようにということで、そこで今度はお茶を飲むという本当にうまくされていたんですけれども、もし柴田町でもそういうふうにならなければいいなと思いましたが、いかがでしょうか。

○議長（加藤克明君） まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） 実は、フットパスの一つのコースづくりの中にそういうようなプランニングも入れたいと思っておりました。やはり歩くだけではなくて、食べる、休憩する、そういうものも一つのコースとして、商店街の協力を得ながら、そういうようなコー

スづくりに着手できればいいのかなというふうな一つの考え方は持っております。ただ、先ほどからお話しするように、推進会議等である程度の方針、方向性を決めさせていただければと思っております。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○12番（有賀光子君） 一番先にオープンガーデンが始まったのがこの小布施町ということで、やはり柴田町と同じボランティアによるものでお花のほうをやっています。そして、一番最初の平成12年度にスタートしたときは軒数が38軒。ここは毎年毎年かなりの数がふえているんです。それで平成24年度にはもう127軒になっております。先ほど課長のほうから、そういう庭を見せるというのはなかなか難しいというお話がありましたけれども、この小布施のほうでは毎年毎年こういうふう成功しているというのはどういうことで、町長、成功したと思いませんか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 実は、小布施町というのは水田農業がだめなんです。それで昔から特産品ということで、江戸時代のほうからそういう思想がまず行き届いているということがございます。自分たちでものをつくらないと生きられない地区でございました。また、それがゆえに、江戸とのつながりが深く、高井鴻山という方がいらっしゃったんですが、その方が葛飾北斎という方をおもてなしして、そういう風土がこの小布施町には綿々とつながっております。ですから、役所に頼ることなく、自分たちでまちを切り開かないと生き延びられないまちという思想が根強く入っているのではないかというふうに思っております。

そのときに始めたのが、何か町おこしをやるという時代になって、たまたま「栗鹿ノ子」の小布施堂という大きなバックがあったんです。柴田町は残念ながらいいんですが、その小布施堂の関係者が栗の木を何とかアイデアでということで、切って栗の木で遊歩道をして、それが町おこしで全国に知られたために、自分たちで町を興せるんだというふうにして自信をつけたんです。それで、この町を将来にわたって引き継いでいこうとしたときに、小布施の町並みは大分なくなりましたが、移設するというような方向で毎年一つずつ建物を建てていく、歴史的建造物保存何とか委員会とかというのをつくって、自分たちで町をつくらうということ、それがまた評価される。

そうであれば、単に通過交通ではなくて、じゃ、ホテルもつくらうというふうには、雪だるま方式というんですかね、最初の核がしっかりしていて、それが動き出して大きな雪だるまになって、最終的には広域連携ということで長野県と長野市とつながっていくという、そういう発

展の方程式と言うんですか。

柴田町は残念ながら、やっと自分たちの町は自分たちでという芽ができたばかりでございます。ですから、比べてみれば単発的に、やらない町よりはやっているほうがいいんですよ、オープンガーデンをやっている段階でとどまっているというか、これがもう少し運動として盛り上がっていかないといけないかなという反省点はございます。ですから、違う角度でフットパスということを入れて、これからはほかに頼るのではなくて、もちろん頼るところは頼りますけれども、自分たちで町を元気にするには、自分たちの特徴であるこの柴田町の自然、先ほど議論になった里地里山というのがありましたけれども、そういうことを生かして人を集める工夫をすることが大事だと、それをみんなで工夫することが大事だということで、フットパスということにつなげていこうと。

ですから、本来であれば、議員おっしゃるとおり、民間が主体的にやるともういろんなアイデアでその雪だるまも早く回転して大きくなるんですが、今はちょっと役所主導にならざるを得ない。ですけれども、将来はやはり役所と民間と一緒にあって、最終的には民間がというふうにして持っていきたいという気持ちはございます。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○12番（有賀光子君） でも、柴田町もそういうふうにならなくてもいいから前に進んでやっていくというお話も聞きました。

やはりこの事業の成功要因としては、今お話がありましたように、町並み周辺事業を通して、町民の景観に寄せる思いがかなり強くなったということが原因となります。それと同時に、この町民の花づくりを支援するために海外研修旅行のほうにも行かせて、100名ずつ行かせているんです。そうすると、やはりそういういいものを見るとそれなりに自分たちの目もよくなっていくということで、それも一つの成功の例だとは思いますが。そして、ここは花いっぱい地域の部として、まず花壇コンクールというのをやっております。中央自治会とか区の自治会のほうと、あと小学校、中学校にも花いっぱいコンクールというのをやっております。そういうのも一つの手段だと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） 先ほど行政区というようなところの視点でお話をしました。やはりそういうようなものも、今回後期基本計画の中にはある程度経費を町で入れて支援をしたいと、そういうような計画を後期には入れております。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○12番（有賀光子君）　そういうふうにして一つ一つやっていって、そうすると知らない間に町が花できれいになって埋もれていくというのが一番大事かなと思いますので、ぜひ進んでいただきたいと思います。

あと、耐震のほうの防災機能のほうなんですけれども、防災機能の強化の前進ということで、学校の耐震率はもう柴田町でも全部耐震化が終わってほぼ100%達成されております。でも一方で、非構造部材のものの耐震化、これは今回の地震のほうでも天井が落ちたとかガラスが破損したというふうに、いろんなケースがありました。学校の耐震率100%に対して、柴田町ではこの非構造部材の耐震化はどのぐらい進んでいるのでしょうか。

○議長（加藤克明君）　答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（伊藤良昭君）　議員ご指摘のとおり、非構造物関係ということで夏休みに各学校を調査しまして、全て職員とあわせて町職員で調査をしまして、来年度以降それについて対応するというふうになっております。今回、翌日ですか、補正予算に対応するというで一応出しておるんですが、つり天井の部分で非構造物関係ということで、学校のほうで危険箇所というふうな形での国からの指針として2つの学校が対象としてなっておりますので、あしたの補正予算で説明させていただきますが、学校の天井について東日本大震災で壊れたというふうなことを踏まえての国からの指針に基づいて補正予算を計上しているというふうな現状でございます。

○議長（加藤克明君）　再質問どうぞ。

○12番（有賀光子君）　じゃ、そちらのほうも直していくということで、結構ガラスのほうも危険だということで、まずは飛散防止フィルムを今回は槻木とこどもセンターのほうにつけていただいたということがありますけれども、そちらのほうも今後進んでいくのでしょうか。

○議長（加藤克明君）　答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（伊藤良昭君）　それにつきましても暫時対応してまいります。

○議長（加藤克明君）　再質問どうぞ。

○12番（有賀光子君）　今後またいつ起こるかわからないので、ぜひこちらのほうも注意してやっていただきたいと思います。

次に、女性の活躍についての認識のほうをお聞きいたします。

現在、妊婦健診事業については、地域子ども・子育て支援事業の中の一つとして、妊娠から出産などの子育ての切れ目のない支援をしていくということ、先ほどお話もありました。現在の健診費用助成の状況はどうなっているのでしょうか。

- 議長（加藤克明君） 答弁を求めます。健康推進課長。
- 健康推進課長（宮城利郎君） 現在の妊婦健康診査の実態のほうですけれども、14回分費用のほうを助成させていただいております。1人当たりの公費負担、14回分の経費になりますけれども、10万8,790円というふうになっております。10月末現在で利用者のほうは179人、延べで1,870件の利用というふうになっております。
- 議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。
- 12番（有賀光子君） 利用者は今179人ということで、妊婦の方全員が利用しているんでしょうか。
- 議長（加藤克明君） 答弁を求めます。健康推進課長。
- 健康推進課長（宮城利郎君） 最終的には14回分の助成になりますけれども、平均で12回ほど全員の妊婦さんが利用しているという状況になっております。
- 議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。
- 12番（有賀光子君） また、今後の助成回数の拡充はどのように考えているんでしょうか。
- 議長（加藤克明君） 健康推進課長。
- 健康推進課長（宮城利郎君） 助成回数に関しましては、平成21年からだったと思うんですが、国のほうで望まれる健診回数は14回ということで拡充されました。それで現在は、この回数が今後拡充される動きがありませんので、引き続き14回の助成ということで実施していきたいというふうに考えております。
- 議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。
- 12番（有賀光子君） 国のほうでは今回妊娠、出産、子育てを一連でやっていくということで、まず柴田町では、乳幼児の全戸訪問事業についてですが、この全戸訪問時に親子の状況の把握というのはしているんでしょうか。
- 議長（加藤克明君） 答弁を求めます。健康推進課長。
- 健康推進課長（宮城利郎君） 乳児の家庭全戸訪問の関係ですけれども、これにつきましては、保健師が産後鬱とかの早期発見というようなことで訪問をしております。全て訪問時に乳児の健康状態などを確認させていただいて、適切な情報の提供、それから助言、相談等を行っているところです。
- 議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。
- 12番（有賀光子君） 25年度の訪問の実績と、今年度の状況についてはどのようになっているんでしょうか。

○議長（加藤克明君） 健康推進課長。

○健康推進課長（宮城利郎君） 25年度の訪問の実績ですけれども、297件というふうになっております。26年度につきましては、11月末現在で178件の訪問を行っておるところです。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○12番（有賀光子君） その訪問をしていて支援が必要と思われる家庭の支援というのはどのように、何件いらっしゃってどのようにしているのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 健康推進課長。

○健康推進課長（宮城利郎君） 訪問後に健康とかの問題がありまして支援が必要となる家庭につきましては、その後、乳幼児健診等がありますので、4歳児健診あるいは1歳半、3歳児健診というのがありますけれどもそういった健診と、それから、乳幼児相談のほうで保健師のほうが発育と発達状況を見て情報提供、相談、支援を行っているところなんです。

なお、再度訪問の関係ですけれども、25年度でいきますと15件、延べで21件の方に対して再度訪問を行っているという状況です。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○12番（有賀光子君） しっかり再度訪問もして、なるべく皆さんにお会いしているということでもよろしいでしょうか。

○議長（加藤克明君） 健康推進課長。

○健康推進課長（宮城利郎君） 再度訪問のほうは問題等がある方についてですけれども、乳児の全戸訪問につきましては一応4カ月までにするようになっているわけですけれども、里帰り等で帰っている方もいらっしゃいますので、戻ってこられて再度訪問しておりますので、全戸、全てについて訪問しているという状況です。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○12番（有賀光子君） これは三重県の名張市のやっていることなんですけれども、ネウボラとって、フィンランドの母子支援制度のほうで助言の場というふうなことで活動しております。地域の拠点で、妊娠から就学前までの健康診断、保健指導、予防接種を行う、子育てに関する相談以外にもほかの事情とかと連携しながら、その人を1人の人が責任を持って見ていくという活動であります。その上で、各家庭にも例えば問題があれば保健師がついて妊娠から就学前まで担当者が成長を見守るといって、そういうしていくと相手もかなり安心して赤ちゃんを産めるとかいろんな相談をしたりと、そういう意味で相談をしているうちに自分のお母さんの鬱とかそういうのも介助できたというお話がありました。そういう意味でもすばらしいやり方



なので、柴田町でもどうでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（宮城利郎君） 町のほうの現状ですけれども、柴田町のほうはもう平成14年度から他市町に先駆けて、産婦とか新生児の全戸訪問を開始しております。保健師が訪問することによりまして、不安を抱える方を早期に把握してタイムリーな支援につなげているというような状況でございます。多分、今ご紹介いただいた市よりも先に、妊産婦、子育て中の方への支援を継続しているというような状況になっていると思います。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○12番（有賀光子君） こういう妊婦健診でも、今の若いお母さんたちは意外と精神的にもかなり陥っているというお話も聞きますので、また暴力とか、どうしても言うことを聞かないと暴力になるとかというお話も聞きますので、しっかり保健師と相談して回って行っていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

以上で質問を終わります。

○議長（加藤克明君） これにて12番有賀光子さんの一般質問を終結いたします。

次に、16番我妻弘国君、質問席において質問してください。

〔16番 我妻弘国君 登壇〕

○16番（我妻弘国君） 16番我妻弘国です。大綱2点、質問させていただきます。

1点目、**どうするナラ枯れ対策。**

9月会議で、町内にはナラ枯れの心配がないのかと聞いたところ、今のところ心配はないとのことでした。しかし、翌月の10月会議では、館山に32本のナラ枯れが見つかったと報告がありました。さらに、山崎山に40数本のナラ枯れの木を発見したと聞き、驚きました。館山、山崎山に相当数あるのを聞くと、町全体の山にはもっとナラ枯れになっている木があるのではないかと考えられます。

日本の森林の二大伝染病の一つといわれるこのやっかいなナラ枯れ対策をどのようにするのか、伺ってまいります。

2点目、**さくら連絡橋の維持と管理について。**

さくら連絡橋の主要な部分がかげられました。4月のオープンが待ち遠しいところですが、これからは橋のメンテナンスと管理を考えていかなければなりません。点検や修繕などについてJRとどのような条件で締結していたのか、伺いたいと思います。

以上です。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 我妻弘国議員の大綱2点ございました。

まず1点目、ナラ枯れ対策でございます。

ナラ枯れは、ミズナラ、コナラのナラ類の葉が急に赤く枯れ、枯死に至る被害で、カシノナガキクイムシという昆虫が病原菌を運ぶことで木を枯らす樹木の伝染病の一つです。

宮城県では、平成21年に大崎市で初めて被害が確認されました。周辺市町では、白石市、角田市、七ヶ宿町、蔵王町、川崎町、丸森町で被害が確認されています。特に丸森町における被害が顕著で、平成25年度の被害本数は6,042本と、県内被害の約6割を占めています。

柴田町では、平成26年10月2日に、大河原地方振興事務所林業振興部職員からの連絡により、船岡城址公園内でナラ枯れを複数本確認しました。その後、10月3日に船岡城址公園。10月16日に山崎山公園、10月20日に町民いこいの森で被害木の有無を確認しました。11月5日に仙南中央森林組合職員に同行いただき、樹種と被害本数の再調査を行ったところ、最終的には、船岡城址公園32本、山崎山公園48本、町民いこいの森46本の計126本のナラ枯れが確認され、被害木はほとんどがミズナラでした。

ナラ枯れ対策としては、近隣市町では、既に枯れて倒木の危険が高いものから伐倒駆除しているとの情報もあります。さらに、県の指導も受けながら、他市町村の状況を参考に、平成27年度から被害木の伐倒駆除を中心とした対策を実施してまいりたいと考えております。

大綱2点目、さくら連絡橋の維持管理でございます。

（仮称）さくら連絡橋は順調に工事が進められ、平成27年3月29日に開通式を行う予定となっております。

将来の維持管理コストに配慮し、橋げたは塗りかえの必要がない耐候性鋼材を使用しています。また、高欄はアルミ製の製品としました。

点検や修繕などについてJRと契約締結は行っておりませんが、道路法の規定に基づく道路橋の定期点検は5年に一度となっており、JRに委託することになります。こうした点検が必要となる鉄道上空の施設は、（仮称）さくら連絡橋ばかりではなくて、槻木駅の岩沼側にかかる槻木跨線人道橋と、中名生にある東船岡跨線道路橋の3施設となります。

以上でございます。

○議長（加藤克明君） 済みません。我妻弘国君、再質問ありますか。どうぞ。

○16番（我妻弘国君） 議長、お疲れですね。あとは最後ですから、頑張っていきましょう。

まず最初に、ナラ枯れについてです。館山と山崎山、それからいこいの森ですか、もう100本超しているわけです。そうすると、柴田町全体でこれだけなんではないでしょうか。もっとあると推量しますか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（大場勝郎君） これだけでは済まないと思っています。町全体にもう広がっていると思います。ただ判断する時期が、正しくは木の葉っぱが枯れて赤くなった時点、それを考えますと7月、8月になるわけですから、ことしの場合はそれがちょっと無理で、来年の7月、8月に全体の調査をしていかなければいけないかなというふうに考えております。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○16番（我妻弘国君） 今、町長が丸森の例6,042本というふうに発表されましたけれども、丸森の例は、今から5年前になります平成22年に8本見つかったんです。次の年は余り見られなかった。その3年目には136本、4年目、昨年です、それで6,042本なんです。ということは、今柴田町のナラ枯れというのは2年から3年目に入ったんだろうと、こういうふうに私は判断しているわけですがけれども、町ではどこら辺まで、来年、再来年になってふえていくというふうに推計しますか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（大場勝郎君） 多分、町内全域にナラ枯れが広がるのではないかと。確かに丸森の事例も今おっしゃったとおりで、物すごくふえているんです。そして、ナラ枯れはピークがあって、ピークの下降線、どこの市町村でも、例えば七ヶ宿なんかを見てみますと、途中の年度の経過からピーク時平成24年度は292本だったんですけれども、その翌年には48本と下がっているんです。確かにふえますけれども、それから下降することも間違いないなというふうに考えております。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○16番（我妻弘国君） 柴田町は来年にさくら連絡橋が完成して、一段と注目される観光スポット館山になります。それから、館山から見える山も観光スポットになるわけですがけれども、春は桜が咲いていて余り目立たないと思うんです。ところが、秋になっていよいよ紅葉のシーズンになりますとかなり目立つのではないかなと。課長、山形のナラ枯れというのを見られたと思うんですけれども、秋のナラ枯れのやつは見たことがありますか。秋。

○議長（加藤克明君） 農政課長。

○農政課長（大場勝郎君） 私は七ヶ宿経由で高畠によく行くんですけれども、月に2回くらい

行っているんですけども、そうすると、緑の中に赤い木があったんです。初めはわからなかったんですけども、それがナラ枯れということで、緑色の中にそういう木がたくさんあったので、それで初めてわかったんですけども、そういうのは見たことがあります。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○16番（我妻弘国君） 本当にそうなんです。最初見たときは、何だろうなと思いました。それが、私も二、三年山形に行って注意するようになったら、だんだんふえてきたなど、こんなふうに思っておりました。

ピーク時もあるということなんですけれども、最近、温暖化防止が言われ、全世界で森林整備が進められております。森はいやしの効果が大きいばかりではなく、環境保全機能も見直されております。日本を初め、先進国では環境税なども投入されているわけですが、我が町の林業振興と保全についての事業費用は十分と考えているのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（大場勝郎君） 林業のほうでは大きく2つあると思うんですけども、例えば町が直接かかわっている部分では、町有林というところの植栽、育成、主伐、そして植栽というふうなところでのサイクルを、間伐も適正に行いながらそういうサイクルを守っていくというのが1つと、今回ナラ枯れが出ましたけれども、マツクイムシもずっと発生しておりまして、そういう面での病害、そういう対策もやっていかなきゃないというところで、その2つをまず主にやっていかなきゃないと思っています。

ただし、補助事業がないと、町単独事業だけでは計画的な間伐とかもできないものですから、そういうところもできるだけ利用しながらやっていきたいというふうに考えております。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○16番（我妻弘国君） 先ほど町長の紹介で、県の森林関係者にナラ枯れを見つけていただいたということがあったんですけども、町はこの10年林業に十分な予算配分をしてこなかったと。その分、人員も配してこなかったし、それがその発見をおくらせた理由ではなかろうかと、私はそう感じます。来年度から林業の予算をふやしていくのかどうか、町長に伺いたいと思います。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 柴田町は林業は消費の面から支えるというのがいいのではないかと。柴田町が林業を生産ということで振興するのは難しいというふうに思っております。そういった観で、消費する面からの林業予算はふえますが、生産については県の支援を仰ぎながら続けさせ

ていただきたいというふうに思っております。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○16番（我妻弘国君） そうすると、消費のほうにはお金は使うけれども、生産のほうには特別ふやしてはいかないと。そういうことでよろしいんですか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） もちろんこうしたナラ枯れ病に対する予算はふやしてまいりたいというふうに思います。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○16番（我妻弘国君） わかりました。

毎年7月後半から10月にかけて、コナラやミズナラ、シイ、カシなどブナ科の樹木が集団で枯れる。これは糸状菌による伝染病であり、1930年代から虫害としての記録はあったが、1990年代から被害の範囲が広がったと、こうあります。本州日本海沿岸、加えて近畿地方及び中部地方や中国地方の内部に広がり、このような現在に至っているわけです。このような伝染病は徹底した防除を考えないといけないとありますが、先ほど町長が言ったように、うちの町は消費のほうに回って一生懸命使ってやりましょうと。生産のほうは県の対策費用で何とかしたいと。森林整備加速化・林業再生事業補助金活用で十分なナラ枯れ対策ができるのかどうか。課長。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（大場勝郎君） 現在、ナラ枯れについては2つの補助がありまして、1つはみやぎ環境税関係でございます。温暖化防止森林づくり推進事業補助金、そこの中の里山林健全化事業というのが1つありまして、そこにほぼ標準単価2万6,645円なんですけれども、そういう単価でもって事業ができると。これについては大体この金額内でほかの市町村も収まっているらしいんです。

それから、もう一つの事業は、市町村振興総合補助金というのがありまして、これについては3分の1の補助、標準事業費の600万というふうなところで、ナラ枯れが対応できるようになっています。

ですから、使いたいのは、実はみやぎ環境税を使ってやっていきたいというふうに考えております。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○16番（我妻弘国君） わかりました。ぜひその環境税をいっぱいいただいて、使っていただき

たいと思います。

丸森の例なんですけれども、ナラ枯れの木を伐倒したそうです、全部。どのような処分をしたのか、私は聞いていないんですけれども、どんなふうにしたのか伺いたいと思います。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（大場勝郎君） 伐倒駆除なんですけれども、木を切って、玉切りして、その玉切りしたのを集めてそこに薬剤をかけて、そしてビニールシートで覆うと、燻蒸するというような方法で、そしてそのまま置いているというような、運び出しをしないでというものと、それから、一部チップ処理というんですか、そちらのほうにもやったというふうな、県の総合補助金の場合にはチップ処理をしないと補助金が来ないところもありまして、一部そういうところの処理をしているというふうに聞いております。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○16番（我妻弘国君） そうですね。まだ来年のことですから時間があるので、どのような対策をとったら少なくなるのか、その伐倒した分をそのまま放っておいていいのかどうか。私が聞くところによると、やはり燻蒸しないと外にみんな出ていってしまうと、そして、一挙にふえるんじゃないだろうかと、そういうことが言われているので、ぜひひとついろいろ検討をしていただきたいと思います。

それから、伐倒するというのは、時期的な問題はないのでしょうか。例えば8月になると皆バーッと飛んでいくと。その後なんですか。それとも、前なんですか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（大場勝郎君） ナラの木に虫がいるのは5月ごろまでで、6月、7月という飛んでいくようになるわけです。そうすると、一つの時期とすれば、急いで言えば5月までの間にやるというのが一番いいんですけれども、実際は来年度のスケジュールを考えると、来年例えばもう一度確認しなきゃないんです。今回は10月、11月で確認したものですから、葉っぱの状況がよく確認されたものでもないんです。森林組合の専門の方に見ていただきましたけれども。来年もう一度、7月、8月ですか、そのころの葉っぱが枯れないうちに、青々としているときに赤い葉っぱになったというのを確認して、それから例えば11月から3月までの間でしょうかね、来年度の事業とすればですが、そういうふうな中でやっていきたいと思いますので、5月前が理想なんですけれども、来年の5月には今回の場合は間に合わなくて、その後の秋冬にかけての伐倒駆除になるという予定で考えております。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○16番（我妻弘国君） その伐倒時期がそういうふうになっているということなんですけれども、例えば丸森で6,042本あったと。これを一生懸命伐倒したということなんですけれども、これは例えば1本伐倒するのに幾らぐらいの費用がかかるんでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（大場勝郎君） 立米当たりの木の材積なんです。立米当たり標準単価で申し上げますと2万6,645円。これは補助の関係もありまして、みやぎ環境税の補助の単価なんですけれども、大体それぐらいだということなんです。ただし、そのナラ枯れの木が斜面の急なところにあったり、その場所によっては高所作業車というのも使わなきゃいけないんですけれども、そうした場合1本当たり30万ぐらいかかる場合もあるということなんです。ですから、その場所によってこの単価が適用できるかできないか。

単純に試算してみたんですけれども、これは概算で2万6,000円なんですけれども、そういう木もあったとすれば3万ぐらいで考えると、今回3つの箇所がありまして、船岡城址公園、山崎山公園、町民いこいの森ということで考えますと、約320万程度。その材積から言えばなんですけど、その材積が、船岡城址公園が32立米、山崎山公園が41立米、町民いこいの森が32立米、これは森林組合の人が1本1本大体立木ではかったものなんですけれども、1本当たりを平均しますと0.84立米みたいです。柴田町の場合です。1本の木の材積が0.84から推して考えますとこのぐらいの材積になるようです。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○16番（我妻弘国君） 結構なお金がかかるようです。丸森の例えば5年目が6,042本になったということを考えますと、来年、再来年あたり、柴田町でも恐らく400万から500万のお金が必要になるということになります。大変やっかいな仕事ですが、全力でナラ枯れ対策を要望しておきます。

次、2点目のさくら連絡橋の維持と管理についてお伺いします。

建設住宅などは年間3%の修繕費を見ればよいのではないかとされているが、JRの跨線橋になると建設を請け負った会社またはJR関連会社がメンテナンスも請け負うというのが普通だろうと考えます。この跨線橋をかけるときにJRと相談したと思いますが、年間幾らぐらいの費用がかかると言われていたのか、お伺いします。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（加藤秀典君） お答えいたします。

建設工事に際しては、建設工事の協定を結んで建設工事を優先しました。ただ協議の中で

は、先ほど町長答弁にもありましたとおり、耐候性鋼材ということでメンテナンス不要とよくいわれるものを提案をして、そういったことであれば点検も少なくなりますということの話で、建設をメインとした協定を進めてきました。

その後、実は国のほうから示されまして、橋梁点検を5年に1回しなさいということの話が流れてきたときに、JR上空だけはJRに委託をしなくちゃいけないのではないかということで、これは柴田町だけではないんですけれども、ほかの関連市町も初めて出てきたので、これから具体的に詰めていくようになります。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○16番（我妻弘国君） 橋のメンテナンスにおいても、東北本線と県道に与える影響がかなりあるのではないかと思います。メンテナンスを行う箇所は、伺っておりますと、橋台、けた、階段、舗装板、そしてスロープなどが考えられますが、メンテナンスというのは日常点検と定期点検とありますが、年間の点検費用は幾らぐらいと推計しておりますか。

○議長（加藤克明君） 都市建設課長。

○都市建設課長（加藤秀典君） お答えいたします。

通常点検につきましては、私ども職員みずから通常の維持管理でやりますので、それは通常の経費の中でということですが、ただ定期点検になりますと専門業者のほうに、今は149橋ぐらいあるんですけれども、そのうちの101橋ぐらいまではたまたま国の防災安全社会資本交付金事業を活用して点検を一度しているんです。27年度で残りの49橋をこれまた補助事業でやろうかと思っているんですけれども、そういった本格的な点検をしますと、橋の長さとか構造体が全然違うので、単価を申し上げたらいいのちょっと迷っているんですけれども、そうですね、橋の長さでいくと多分メートル2万1,000円ぐらいで点検費用を見込まなくてはならないのかと。100メートルの橋であれば200万ぐらいになるなかなと思うんですけれども、別の試算では1橋20万とかいろんな試算がありますので、今後詰めていきたいというふうに思います。

○議長（加藤克明君） 我妻議員、済みません。

間もなく会議終了の4時を迎えますが、このまま会議を続けますのでご了承願います。

○16番（我妻弘国君） 議長、あしたに回してもいいですよ。

○議長（加藤克明君） いえ、再質問どうぞ。

○16番（我妻弘国君） 先ほど耐候性鋼材だから5年に1回ぐらいがいいんじゃないかと。これは定期点検、補修ということですか。修繕という意味ですか。5年に1回の修繕ということですか。



- 議長（加藤克明君） 答弁を求めます。都市建設課長。
- 都市建設課長（加藤秀典君） 大変失礼しました。その耐候性鋼材についてはメンテナンスフリーということですので、私は50年、100年のスパンで考えているんですけども、基本的には塗装をしないでそのままです。ですから、耐候性鋼材というのは、今回橋げたを架設をしましたけれども、まさしくあのものが耐候性鋼材なんですけれども、今回確認をしますとまれに塗装をするケースはあるらしいんですけども、基本的にはメンテナンスフリーですので全く塗装をいたしませんので、先ほど申し上げたのは点検ということなんです。修繕ということではなくて点検なので、その点検も目視の点検ということになります。
- 議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。
- 16番（我妻弘国君） それは例えば都市建設でやっている日常点検の場合は目視でいいですけども、定期点検となると目視というわけにはいかんでしょう。
- 議長（加藤克明君） 都市建設課長。
- 都市建設課長（加藤秀典君） 定期点検につきましては、基本的に目視点検でいいというふうになっているんです。ただ場合によっては触る場合もありますし、叩く場合も当然出てきますけれども、通常私達ができないのは、当然JRの敷地の中に入って確認することができないということです。県道の高い位置にかかっていると目が届かないということです。そういったところについては、場合によっては高所作業車のようなものを使ったりして、そういったもので近くで見て確認をすると。例えばひび割れとか、それから剝離とか、そういったものを目で確認をするという点検になります。
- 議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。
- 16番（我妻弘国君） 劣化予測は橋の長期挙動観測の欠陥の蓄積が課題となっていると。これについては都市建設でやるんですか。挙動検査。
- 議長（加藤克明君） 都市建設課長。
- 都市建設課長（加藤秀典君） そういったことになってくれば、当然5年に1回やろうとする点検の中での確認というふうになると思います。
- 議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。
- 16番（我妻弘国君） メンテナンスもJRが絡んでくると大変難しいというところがございますね。

それから、橋の劣化原因としてよく言われているのが、疲労、塩害、アルカリ骨材反応が3大損傷といわれていると、こういうところがあります。私もいろいろ読んでいたんですが、さ

くら連絡橋の一番心配な点はどういうところですか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（加藤秀典君） 今の疲労、それから塩害、アルカリ、それは塩害、アルカリについては特に骨材、コンクリートの中に使われているものが影響してくると思いますし、疲労ということを考えれば道路橋、大型の車がかなりの台数が走るというのは橋にとってダメージが大きいんだろうというふうに思います。ただ幸いにも（仮称）さくら連絡橋は歩道橋ということですので、橋を受ける支床という受け台があるんですけれどもそういったところの、疲労はないとは申し上げませんが、そういった疲労、塩害、アルカリということについては今のところ心配していないというところが本音です。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○16番（我妻弘国君） いや、その挙動観測ということもなんですけれども、明石海峡の明石連絡橋ですか、あれも動態観測というのがあるんです。似たようなものなんですけれども、やはり支柱を受けるところの動き、あれは地震でどうなるかというところが、我々のさくら連絡橋もそこが一番じゃないかなと見ているんですけれども、先ほど、課長、アルカリ骨材反応は言われましたけれども、私は読んでいてどうもこれについてわからないなど。これについてちょっと説明をお願いしたいと思います。

○議長（加藤克明君） 都市建設課長。

○都市建設課長（加藤秀典君） 多分河口の橋梁の事例でこれが発覚したということだと思えます。アルカリ反応ということなので、骨材の中に含まれているものでコンクリートをアルカリ化して弱くしていくという考え方でいいと思うんですけれども。私の記憶では、最近、新しいものでアルカリ反応が出ているとか塩害が起きているとかというところは、なかなか確認できてないです。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○16番（我妻弘国君） 確認したいんですけれども、船岡駅の跨線橋のメンテナンスと修繕費は年間どのぐらい、平均価はどのぐらいかかるんですか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（加藤秀典君） 今のところ、都市建設サイドでは全く費用は計上しておりません。多分今のところは修繕する箇所もないということで、今のところはゼロにしていますけれども、たまたまJRと一緒にするので何らかの関係があればJRと協議して手をかけるというふうになるかと思っています。

済みません。一部、渡り切ったところにエレベーターがあるんですけども、エレベーターホールの屋根とかについては以前私どものほうで手をかけておりますけれども、その通路そのものについては今のところお金をかけてはおりません。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○16番（我妻弘国君） わかりました。船岡駅の連絡橋は屋根がかかっています。ですから、そんなに脇も下も傷むということが余りないんだと思うんですけども、新しくできるさくら連絡橋は100年の耐久性があるんだからそんなに心配はしていないと。塗装なんかも100年ぐらいもつんですか。もう一度お伺いします。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（加藤秀典君） 実は、耐候性鋼材が出て多分100年たっていないと思うんです。ただその耐候性鋼材の売りにしているのはメンテナンスフリーだということで、みずからさびを出して、そのさびで保護をして自分を守るということなんですけれども、100年という経過をたっている耐候性鋼材はまだ現存していません、まだ新しいものなので。ただ性能的にはそこまで耐久性があるということに、理論上ですけども証明されているということです。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○16番（我妻弘国君） 希望的観測で、なければいいなと思いますけれども。

例えば定期点検で補修が必要だと、意外にかかるようだと。この場合は、維持補修というのは建設のほうではなくて、今度は総務省の管轄の交付税で来るということなんですけれども、そういう総務省の補助というのは期待できるのかどうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（加藤秀典君） お答えいたします。

通常のメンテナンスにつきましては維持管理費用なんですけれども、こういったものについては町の一般財源を当然充てていくようになろうかと思えます。ただ今回、一部道路のほうでも通常の維持管理のオーバーレイとかという舗装に対しても、防災安全社会資本交付金事業ということで、ストック点検の中で道路補修事業がたまたま今認められている期間の中で維持管理にも交付金は入っていますけれども、原則的には維持管理についてはなかなか交付金を導入するというのは難しいと思えます。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○16番（我妻弘国君） わかりました。

確認したいと思います。あの連絡橋は町道館山4号線となるのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（加藤秀典君） 済みません。町道認定をしたんですけれども、4号線と接続して……済みません、一番最後の数字だったので、一けたの最後の数字だったと思います。後で確認してお答えします。済みません。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○16番（我妻弘国君） 管理は都市建設になるのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 都市建設課長。

○都市建設課長（加藤秀典君） 都市建設課のほうで管理をいたします。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○16番（我妻弘国君） 例えば大雪が降ったと。雪ならまだいいんですけれども、雨が降って、それが今度は氷になって、そういうときの氷雪の処理というんですかね、それはどんなふうにするんですか。

○議長（加藤克明君） 都市建設課長。

○都市建設課長（加藤秀典君） 連絡橋に限らず、なかなか小まめなところまでは行き届かないんですけれども、道路の除雪、融雪と同じように扱っていくようになります。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○16番（我妻弘国君） いや、JRではどうしても電気でやっている、あれに落ちて走れなくなると。これがかなり下手すると柴田町の損害賠償になってくると心配だなと思います。なければいいんですけれども。それから、ガチガチに凍ったスロープが今度は考えられます。それから、台風が来たというとき、あの橋は通行どめにするのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 都市建設課長。

○都市建設課長（加藤秀典君） お答えいたします。

その状況状況によって判断をせざるを得ないと思いますけれども、通常の台風であっても、確かにJRの上ということはあるんですけれども、ほかの道路も含めて通行どめにはしないんです。例えば倒木があったとかものが何か飛んでくるとか、そういったところについては配慮をいたしますけれども、風が吹くからとめるといった考えは今のところありません。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○16番（我妻弘国君） いや、異常気象が頻繁に起きていますので、なければ私どもも心配しないんです。そうなる大変だと思うので、都市建設課でもよく注意してやっていただきたい

と。

それから、桜の季節になりますと、橋の上は写真撮影のすばらしいピンポイントになるわけですが、橋の上を通行する自転車、乳母車、それから、問題になった車椅子があります。それらの例えば車椅子の補助とか交通整理、こういうとき、やはり課長も先頭になってあそこに出られるんですか。

○議長（加藤克明君） 都市建設課長。

○都市建設課長（加藤秀典君） 以前、白内議員のときにもお答えをさせていただきましたけれども、当然担当したから行くということではなくて、職員挙げておもてなしということで取り組んでいますので、私は当然あその場所にも行きたいというふうに思います。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○16番（我妻弘国君） いや、私は専門の係官として行くのかなと思ったんです。失礼をばしました。

来年グランドオープンと、先ほど町長が言っていました。桜まつりのときの橋の通行、交通整理は万全に対策はできているのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） 先ほどの佐々木議員の回答とも重複しますが、白石川堤のほうと館山側のほうとそれぞれ両側に専門の誘導員を配置しながら、余りにも混雑するときはある程度規制をするなり、そういったことはやっていく予定になっております。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○16番（我妻弘国君） どうも写真の名人といわれる人たちが来るわけです。そうすると、やはり離れたくないんだね。次はこの角度を撮ってとそういうふうになると大変だなと。商工観光課ももちろん行かれると思うんですけども、大変だな、これはなと。そういう整理ができるかどうか。やはり大変だと思います。ぜひひとつ頑張ってやっていただきたい。

最後に、町長は、青森の弘前、秋田の角館、北上の展勝地、福島の滝桜に負けない観光地にしたいと、こういうふうに頑張っております。そうですよね。間違いないでしょう。なんだ、黙ってて、せっかく……。 （「指名されないので答えられない」の声あり）

ぜひ観光客に事故のないよう開催していただきたいと要望して終わります。以上です。

○議長（加藤克明君） 先ほどの答弁漏れです。都市建設課長。

○都市建設課長（加藤秀典君） 先ほどの館山の橋の関係です。6号線になります。よろしくお願ひします。失礼しました。

○16番（我妻弘国君） 6号線。わかりました。

どうもありがとうございました。

○議長（加藤克明君） これにて16番我妻弘国君の一般質問を終結いたします。

以上で一般質問通告に基づく予定された質問は全部終了いたしました。

これをもって一般質問は集結いたします。

これで本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会といたします。

あす9時30分から再開いたします。

ご苦労さまでした。

午後4時09分 散 会

---

上記会議の経過は、事務局長平間雅博が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

平成26年12月10日

議 長

署名議員 番

署名議員 番